

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 古堅 茂治 整理番号 12

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

№ 001994

| | |
|--------|-----------|
| 得意先コード | お 得 意 先 名 |
| | 古堅茂治 殿 |

2023 年 3 月 25 日

¥ 96,110

但し 2月例会報告・一般質問 14X28P
300円

上記金額正に領収致しました。



| | | |
|-----|-------|--|
| 内 訳 | 現 金 | |
| | 小 切 手 | |
| | 銀行振込 | |
| | 手 形 | |
| | 相 殺 | |

| | |
|------|------|
| 担当者印 | 取扱者印 |
| | |

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前原3-1-17 F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 % 充当額 96,100 円

那覇市議会 2023 年2月定例会 2月21日(火) 本会議

日本共産党
那覇市議会議員

古 堅 茂 治

一般質問報告



— 質問項目 —

1. スポーツ振興・観光経済発展について

ジャイアンツキャンプ、NAHAマラソン、空手、マリンスポーツなど本市の特徴を生かした持続可能なスポーツツーリズムの推進を目的とする「スポーツツーリズム推進戦略」を策定し、積極的に推進を。ジャイアンツへの大城元選手（私の同級生の孫）の入団について

2. 障がい者行政について

第21回那覇市障がい者美術展（1月に沖縄県立博物館・美術館で開催）の意義・役割。現在、那覇市身体障害者福祉協会HPで全作品が写真付で紹介中。

3. バリアフリー推進について

高齢者・障がい者・妊産婦などのためにバリアフリー化の推進を。乗降客の多い那覇空港駅や県庁前駅での下りエスカレーター設置を。

4. 都市計画行政について

真地交差点近くの用途地域が周辺と整合性がない、見直しを。

5. 司法で確定した那覇市が法律違反を犯した事件について

加害者の那覇市は、被害者の市民に寄り添い問題解決を。

◆配布（議場モニター投影）資料

古堅茂治議員の2月定例会での一般質問議事録大要をお届けします。ご意見、ご要望などをお気軽にお寄せください

発行：日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎1-1-1市役所4階 那覇市議会

☎：862-8268 FAX867-3170 furugen888@gmail.com

2023年那覇市議会2月定例会

2月21日(火)

一般質問 日本共産党

古堅 茂治 議員

○古堅茂治 議員

ハイサイ、グスーヨー チューウガナビラ(皆さん、こんにちは)。オール沖縄、日本共産党の古堅茂治です。冒頭に所感を述べさせていただきます。

昨日、日本共産党小池書記局長は、北朝鮮が連日弾道ミサイルの発射を強行していることについて、東アジアと世界の平和と安全を脅かし、航空機や船舶、地域住民を危険にさらすものであるとして厳しく批判し、断固抗議することを表明しました。

また、岸田政権が狙っている敵基地攻撃能力の保有をはじめ、軍事対応を強化することは核ミサイル問題の解決にはつながらないと強調し、軍事対軍事ではなく、国際社会が協調して本腰を入れた外交的対応を強めるよう求めました。

北朝鮮は軍事的挑発を直ちに中止すべきです。

それでは一般質問を行います。

スポーツ振興と観光経済発展について。

スポーツを通じて、幸福で幸せな生活を営むことは、全ての人々の権利です。本市は那覇市スポーツ推進計画を策定し、施策を展開しています。取組を伺います。

○野原嘉孝 副議長

小嶺理教育委員会生涯学習部長。

○小嶺理 教育委員会生涯学習部長

お答えいたします。

那覇市スポーツ推進計画では、目指す将来像に「どこでも誰でも生涯スポーツができるまちNAHA」の実現を掲げ、「市民のライフステージに合わせたスポーツの推進」、「スポーツコンベンション拠点地としての魅力向上」等を施策の柱としております。

令和4年度においては、スポーツ活動推進の取組として、地域自治会等が主催するスポーツ活動への指導者派遣の実施、ひやみかちなはウォーク等のイベントを開催しております。

また、スポーツコンベンション誘致施設としての魅力向上につきましては、一括交付金を活用し、奥武山体育施設、漫湖公園市民庭球場の機能強化に取り組んでいるところでございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

スポーツの多面的な発展と誰もがスポーツを楽しめる社会づくりを進めてください。

スポーツツーリズムは、スポーツ振興、施設整備、観光経済発展につながります。本市でもジャイアンツキャンプ、NAHAマラソン、空手、マリンスポーツなどの特徴を生かした持続可能なスポーツツーリズムの推進を目的とするスポーツツーリズム推進戦略を策定して積極的に推進すべきです。施政方針とも合致する提案です。

市長の見解を伺います。

○野原嘉孝 副議長

末吉正幸経済観光部長。

○末吉正幸 経済観光部長

先週16日から13回目となる読売ジャイアンツ那覇キャンプが始まりました。本市においては、12月のNAHAマラソンとともに大きなスポーツイベントとして

県外から多くの方々が訪れ、観光閑散期において大きな経済効果を生み出しております。

スポーツツーリズムとは、スポーツ資源とツーリズムを融合する取組であり、体験型コンテンツとしての多様な楽しみ方の提供のほか、大型イベントともなれば選手やスタッフ、その家族や観客など県外からの誘客が見込めることから、観光振興の観点から取り組むべき施策であると考えております。また、既存のスポーツ資源のほかにも地域資源がスポーツの力で観光資源となる可能性も秘めております。

スポーツと観光を融合させるスポーツツーリズムは、都市型MICE開催時のアフターMICEとしての活用などにも資することから、次期観光基本計画の策定の中で検討してまいりたいと思います。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

推進戦略、ぜひ策定してください。

私の名前は、ミスタージャイアンツ長島茂雄の茂、世界のホームランバッター工貞治の治を合わせた茂治です。本日は名前を頂いた両親に感謝し、親父の形見のネクタイを締めて質問をいたします。

ジャイアンツに石田中学校出身の大城元選手が育成選手で入団しました。18歳、あっぱれです。大城元選手のジャイアンツ入団への市長の見解を伺います。

○野原嘉孝 副議長

知念覚市長。

○知念覚 市長

お答えいたします。

もう本当にうれしい報告でございました。12月20日、本人がいらしてございました。古堅議員がおじいちゃんと同級生というのが事前に教えていただければ、話

ももっと花咲いたと思うんですけれども、そのときに私はたまたま高校野球を見ておりました。KBC。打球の伸びだとか、本人のもともと持っている体力すごいなという話をしまして、本人もこれから必死に頑張りますという話をしておりました。非常に目がきらきらして私もうれしかったです。

それと先日、原監督と小宴したときに、実はジャイアンツは育成から試合化登録に上がる枠がまだ13も残ってますよという話をしておりました。ですから、その期待が本人の努力次第によってはすぐ上れる可能性もありますので、みんなで応援していきたいと思っております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

激励ありがとうございます。

(モニター使用) ①

大城元選手は、私の故郷・国頭村安田での同級生・名嘉山勝さんの孫になります。オリックスに2019年入団した宜保翔選手も同じ安田出身者の孫です。2人とも遠戚にあたります。人口が現在150人足らずの安田集落をルーツとする大城選手と宜保選手は、シマンチュ・安田の誇りです。体力と技を鍛えて、プロ野球界を背負う選手へ大きく羽ばたいてほしいと思います。

次、障がい者行政について。

第21回那覇市障がい者美術展が県立博物館・美術館で開催され好評でした。現在、那覇市身体障害者福祉協会ホームページで美術展の全作品が鑑賞できます。

障がい者美術展の役割について、開会式、表彰式、閉会式に出席された古謝副市長に伺います。

○野原嘉孝 副議長

古謝玄太副市長。

○古謝玄太 副市長

お答えいたします。

第21回那覇市障がい者美術展につきましては、去る1月27日の開会式、そして29日の表彰式及び閉会式に市長代理で出席いたしました。

今回の美術展は3歳から99歳まで本当に幅広い年齢層から応募がありまして、絵画、書道、工芸、写真、陶芸など375点の作品を拝見いたしました。どの作品も個性あふれる独創的な素晴らしい力作であり、那覇市長賞、那覇市議会議長賞など、95の方が受賞をされております。

なお、議員御紹介のとおり、那覇市身体障害者福祉協会のホームページに、令和2年度から令和4年度の素晴らしい作品が掲載されておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

本美術展は、障がいのある方々の多彩で独創的な才能や、障がいに対する理解を深める機会の場の提供として、社会参加の促進に大きく寄与する重要な役割を果たしていると認識をしております。今後も、障がいのある方の社会参加の機会創出に努めてまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用) ②

工芸の部で私の子供も表彰を受けて、本人も家族も大きな励みとなっています。関係者の皆さん、障がい者の社会参加の促進のために一層力を尽くしてください。

次にバリアフリー推進について。

高齢者・障がい者・妊産婦などを含めた誰もが移動しやすいまちづくりへ、モノレールの駅でもバリアフリー化の推進が求められています。特に乗降客が多い那

覇空港駅、県庁前駅での下りエスカレーター設置が急がれています。対応を伺います。

○野原嘉孝 副議長

幸地貴都市みらい部長。

○幸地貴 都市みらい部長

お答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社に確認したところ、モノレールの駅舎は道路上に設置されるため、空間的な制約がある中で、通路、階段、エレベーター、エスカレーターなどを効率的に配置する必要があることから、駅舎内においては上りエスカレーターのための設置となっているとのことであります。また、エレベーターは全駅舎に設置されており、階段での移動が困難な方においては、エレベーターを御利用いただいているとのことであります。

那覇空港駅や県庁前駅においては、今後、駅舎の増築を予定しており、必要な施設規模についても検討を行っていくとのことでございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

下りエスカレーター設置へ力を尽くしてください。

次、都市計画行政について。モニターを御覧ください。

(モニター使用) ③

矢印の先です。真地交差点の近接地で、用途地域が周辺と整合性の取れない場所があります。都市計画法の趣旨にも反します。迅速に見直すべきです。対応を伺います。

○野原嘉孝 副議長

幸地貴都市みらい部長。

○幸地貴 都市みらい部長

お答えいたします。

当該地域における用途地域の見直しにつきましては、都市計画の基本的な考え方である適切かつ合理的な土地利用の実現に資するよう、道路などの基盤施設の整備状況や隣接市町村の用途地域の指定状況、また、周辺環境などを踏まえ検討してまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

早めに見直してください。

次、那覇市の法律違反について。

議会でこの問題を質された担当部長の牽強付会の答弁は、市民と議会への挑戦と考えています。法令根拠と正しい解釈で答弁してください。

そこで伺います。モニターを御覧ください。

(モニター使用) ④

那覇市が真嘉比古島第一地区土地区画整理事業で犯した法律違反です。司法では、著しく不利益、不公平で、必要な造成工事を完了していない換地処分は、土地区画整理法第89条、第103条違反と確定しました。那覇市の信頼は大きく失墜しています。那覇軍港の地権者からは、財産、土地の跡地利用を法律も守れない那覇市に任せて大丈夫なのかと懸念の声も上がっています。

そこで、那覇市の法律違反、本市と全国での行政の法律違反事案に照らしてどれだけの重大ミスをしたのか、この問題で誰がどのような責任を取ったのか、明らかにしてください。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

本件は、土地区画整理法第89条第1項、及び同法第103条第2項において違法とされております。

本市が行った換地処分が違法と確定され、行政の信頼を損いかねない事態となったことを大変重く受け止めております。担当部長といたしましては、このような事態となった責任を痛感しており、当該事件の解決に向けて取り組むことで責任を果たしてまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

那覇市の法令解釈能力のなさを全国にさらけ出した恥ずべき事件、誰も責任を取っていません。三役、担当部長の処分があつて然るべき重大事件です。

再発防止に向けて、この違法事件を市全体ではどのような文書で共有していますか。綱紀肅正、内部統制の担当部長の答弁を求めます。

○野原嘉孝 副議長

金城康也企画財務部長。

○金城康也 企画財務部長

お答えいたします。

本件については令和3年5月19日付、総務部長、企画財務部長、まちなみ共創部長の連名で、陳情「那覇市行政執行における法令遵守の尊重と法令解釈、検証体制の整備についてに関する条項の庁内共有について」の文書を各部長宛て通知して、各職員への周知を図っております。

内容につきましては、「本件に対する市の対応の考え方、方向性などについてなど」となっております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

市長の被害者への直接謝罪は、最終的解決がまだなのでやっていないと開き直っています。あり得ません。人の道にも反します。那覇市の倫理観と贖罪の気持ちの欠如、どう正していくのですか。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

本市は、これまで市議会において、複数回、前市長より当事者に対するお詫びを申し上げたところでございます。また、令和3年1月には、市長名の文書においても謝罪申し上げているところでございます。

なお、当事者の方への直接謝罪については、判決の確定後、当時の担当部長が当事者の方へ面会した際に行っております。今後も、より緊張感を持って法令遵守や適正な行政執行、内部統制を図ってまいります。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

組織は頭から腐ります。倫理観、贖罪の気持ちの欠如は腐敗、墮落につながります。那覇市は重大な法律違反を犯して被害者を苦しめていながら、加害者意識が希薄です。それは、市のトップが被害者に頭をさげて直接謝罪していないことから如実に示されています。

今からでも、那覇市は知念市長が被害者に直接謝罪すべきです。明確な答弁を求めます。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、議会の場や文書において、前部長や担当部長より謝罪申し上げてきたところでございます。

本件につきましては、最終的な解決に至っていないことから、現時点においては原告の方と市長との直接の面会は実現していない状況でございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

情けない答弁です。加害者ですよ、皆さんは。

法律違反を犯した原因、30年余も是正できなかった原因などについて、内部統制を担当する部長は文書で報告を受けていますか。

○野原嘉孝 副議長

仲本達彦総務部長。

○仲本達彦 総務部長

当該事案につきましては、担当部において最高裁の判決内容を精査するとともに、本市が違法とされた原因等について検証が行われているところでございます。最終解決に向けた調整等が継続しているため、取りまとめの段階ではございませんが、内容については適宜、市長をはじめ関係部局長間で共有されているところでございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

担当部任せ、報告は市長と副市長だけ。報告文書も、客観的検証も、市民への公表もありません。

那覇市の綱紀粛正、内部統制は機能していません。不祥事の再発防止へ、直ちに改善、強化を図るべきです。担当副市長の答弁を求めます。

○野原嘉孝 副議長

久場健護副市長。

○久場健護 副市長

お答えをします。

当該事件については、先ほど来、部長からの答弁にありますとおり、最高裁の判決確定後、その判決内容を精査し、本市が違法とされた原因等について検証を行っているところでございます。検証結果についての公表は行っておりませんが、これまで原告からの照会に対する回答や本市議会に対する説明などにおいて本市の考えを整理し、示してきたところでございます。

今後は、より緊張感を持って適正な行政執行、内部統制を図ることで再発防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

議会への説明も法解釈を誤った説明となっています。

モニターを御覧ください。

(モニター使用) ⑤

日本弁護士会の企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインです。不祥事を起こした多くの企業がこのガイドラインに沿って検証し、結果を公表しています。

那覇市は重大な法律違反を犯し、30年余市民を苦しめ続けてきながら、損害があると主張するなら、さらに国家賠償裁判で争いましょうと居直り、被害者をまたも裁判に追い込もうと仕向けています。被害者の精神的圧迫、経済的負担は大変です。那覇市の対応は、居直り強盗、血も涙もない超極悪人と言われても仕方ありません。

魚は頭から腐ると言われています。過

去に事業を担当した市職員が違法の是正を再三進言しても、担当部長、課長らは無視してきています。法令遵守、内部統制に大きな課題があります。腐りきったうみは一掃すべきです。法律違反を犯しながら牽強付会の答弁、都合のいいように無理に理屈をこじつける居直りと保身だけに明け暮れる担当部にはできません。

本気の再発防止へ、那覇市は日本弁護士会のガイドラインに沿って第三者委員会を立ち上げて、客観的に徹底検証を行い、原因を分析し、再発の防止策を含めて市民に公表すべきです。内部統制担当の副市長の答弁を求めます。

○野原嘉孝 副議長

久場健護副市長。

○久場健護 副市長

お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、本当該事件については、本市が違法とされた原因等について現在検証を行っているところでございます。

現在は、研修の実施や法科大学院出身者を専門職員として採用し、さらにセカンドオピニオン制度の導入により、職員の意識の向上や法令解釈能力を高めることで、適正な行政執行、内部統制の強化を図り、再発防止に努めているところでございます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

自浄能力のない組織は腐敗し、不正の温床ともなります。綱紀粛正へ第三者委員会の立上げを強く求めます。

モニター御覧ください。

(モニター使用) ⑥

那覇市から、著しい不利益と不公平を受けている被害者の住宅写真です。隣の

住宅は区画整理事業で換地線に合わせて擁壁も造られています。本件以外の全ての宅地は換地線に合わせて造成工事が行われ、擁壁が造られています。

そこで、当該地で法律を守り、他の地権者と同様に換地線から造成工事を行う適正な行政執行であれば、不適格擁壁である石積み擁壁を取り壊して、建築基準法に適合した擁壁を造ることになるのか、明らかにしてください。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

仮に当時、当該地で換地線から造成工事を行う場合においては、既存擁壁を撤去し、他の宅地と同様の基準により擁壁を築造することになったと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用) ⑦

唯一、換地線から造成工事がされてない被害者の敷地いっぱいには建てられている住宅と擁壁の位置の写真です。擁壁と建物までは1メートル足らず、擁壁の高さは3メートルを超えています。

この土地で、適正な行政執行によって造成工事を行う場合の適法な具体的擁壁工法を明らかにしてください。併せて、その擁壁工法では建物が除却されることになるのか、明らかにしてください。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

当該地において造成工事を行う場合は、調査を行い、その結果に基づいて適切な工法を検討し、併せて建物等の支障の有無について判断されるものと認識しております。

なお、真嘉比古島第一地区土地区画整理事業当時は間知積擁壁が標準的に使用されていたことから、この工法による場合は現場の状況を勘案すると、建物等は除却されることが想定されます。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

建築基準法を守れば、撤去せざるを得ません。

那覇市は、裁判で造成工事を行うには建物を取り壊さなければならず、補償費が増えるので造成工事の必要性はないと主張し争っていました。司法で那覇市の主張は採用されず、造成工事を完了していない換地処分は違法と確定しています。

モニターを御覧ください。

(モニター使用) ⑧

那覇市が、唯一造成工事を完了していない不適格擁壁である石積み擁壁です。

知念市長は、市民の皆様が困ったとき、苦しいときには、市役所がその心にしっかりと寄り添い、声に耳を傾け、最善な支援を行ってまいります。さらに法令遵守、適正な行政執行、内部統制を図ることで再発防止に努めてまいりたいと本議場で述べています。「まず隗より始めよ」との諺があります。言い出した者から率先して実践すべきであるとの意味合いです。那覇市は、法律違反で損害を与え、30年余も苦しめてきた被害者の心にしっかりと寄り添い、声に耳を傾けるべきです。

那覇市の法律違反がなければ、当然行われていた適正な行政執行・造成工事を完了させることで、最善な解決を図るべ

きです。

知念市長、自らの言葉をこの事案で実践すべきです。答弁を求めます。

○野原嘉孝 副議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、判決においては本市が行った換地処分は違法とされましたが、「本件換地処分が取り消されないことによって、原告に不利益が実際に生じているとは認められない」、「造成工事の実施が唯一の解決方法であることを前提とするものであるところ、かかる前提を認めるに足りる的確な証拠はなく、いずれも採用することができない」とも判示しております。

また、判決文では、解決方法として造成工事以外の方法が例示されております。そのため、本市は原告が求めている造成工事の実施については司法の判断を超えるものと考えております。

また、本市はセカンドオピニオンの弁護士にも助言を求めています。これまでの方針を見直すものではございませんでした。本市といたしましては、判決に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○野原嘉孝 副議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

モニターを御覧ください。

(モニター使用) ④

司法で確定した那覇市の法律違反の主な内容です。判決書では、主文には既判力はあるが、理由書には既判力はありません。那覇市は、「造成工事は唯一の解決方法であるとする証拠が見当たらない」

という理由書の一部を錦の御旗に、那覇市が造成工事すると違法支出にあたるのと恣意的解釈にしがみついています。正当な補償をしたくないからです。これは、再び過ちを犯し、違法解釈を重ねることになります。

なお、証拠とは、既存石積み擁壁は法令上の不適格擁壁で、適格擁壁として流用できません。擁壁・造成工事が唯一の解決方法です。

司法では、那覇市が土地区画整理法の第89条と103条に違反し、造成工事など必要なことを行っていないことが違法と確定しています。那覇市には、法律違反を是正して被害者を救済する責任があります。唯一の解決方法は、那覇市が行う必要のあった擁壁・造成工事を那覇市の責任で完了させることです。本件以外の全ての換地処分では、全て擁壁・造成工事が行われています。

「過ちては改むるにはばかりこと勿れ」過ちを犯したと気づいたら、自分の面目や他人の目など気にせず、ためらうことなく改めるべきです。那覇市は、自ら犯した法律違反で被害を与え、苦しめてきた被害者に寄り添い、最善な解決を図るべきです。明解な答弁を求めます。

○久高友弘 議長

比嘉世顕まちなみ共創部長。

○比嘉世顕 まちなみ共創部長

繰り返しになりますけれども、先ほど答弁したとおり、判決書において述べたようなことが記載されております。

我々といたしましては、先ほど述べておりますが、原告が求める造成工事の実施については司法の判断を超えるものと考えております。本市といたしましては、判決に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○久高友弘 議長

古堅茂治議員。

○古堅茂治 議員

あきれる答弁ばかりです。

自浄能力のない組織は腐り、不正の温床になり、市民にも、市政にも被害が及びます。那覇市は、法律違反で著しい不利益と不公平、差別を30年余も押しつけているこの問題、被害者の市民に寄り添い、被害者の立場で解決を急ぐべきです。

那覇市は、造成工事を完了させて問題解決を図るべきです。非道な血も涙もない対応でこれ以上、被害者をいじめ、苦しめてはなりません。与野党を超えてオール議会で被害者を守っていかうではありませんか。必ず正義と道理は勝ちます。引き続き追及してまいります。

最後に、本議会をもって退職される職員の皆さん、長い間の御奮闘に、心からの敬意と感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。イッペー ニフェーデービル(ありがとうございました)。

以上

①

古堅茂治議員資料

議場モニターでは
議員写真が使用できず
右の写真が使用されました。➡



宜保翔選手



大城元選手



宜保翔選手

安田郷友会新年会にて



大城元選手

国頭村安田の大城選手の祖母の実家前で

第21回那覇市障がい者美術展 表彰式・閉会式



第21回那覇市障がい者美術展 表彰式・閉会式会場

エレベーター
Elevator



古堅茂治議員資料

②



市廳: 指定區: 0-0
電話: 127-43 26 33
電報: 46 12 04 53
電報: 171 560

古堅茂治議員資料

3

南部医療センター
こども医療センター

南風原

真地交差点

トンネル

一戸橋

10m
市化: 1 低: 50: 100:
10m

市化: 準住: 60: 200:
市化: 準住: 60: 200:
市化: 準住: 60: 200:

市化: 1 低: 50: 100:
10m

市化: 1 低: 50: 100:
10m

市化: 準住: 60: 200:

市化: 1 住: 60: 200:

市化: 1 住: 60: 200:

市化: 1 住: 60: 200:
10m

市化: 1 低: 50: 100:
10m

市化: 1 低: 50: 100:
10m

市化: 1 低: 50: 100:
10m

市化: 1 低: 50: 100:
10m

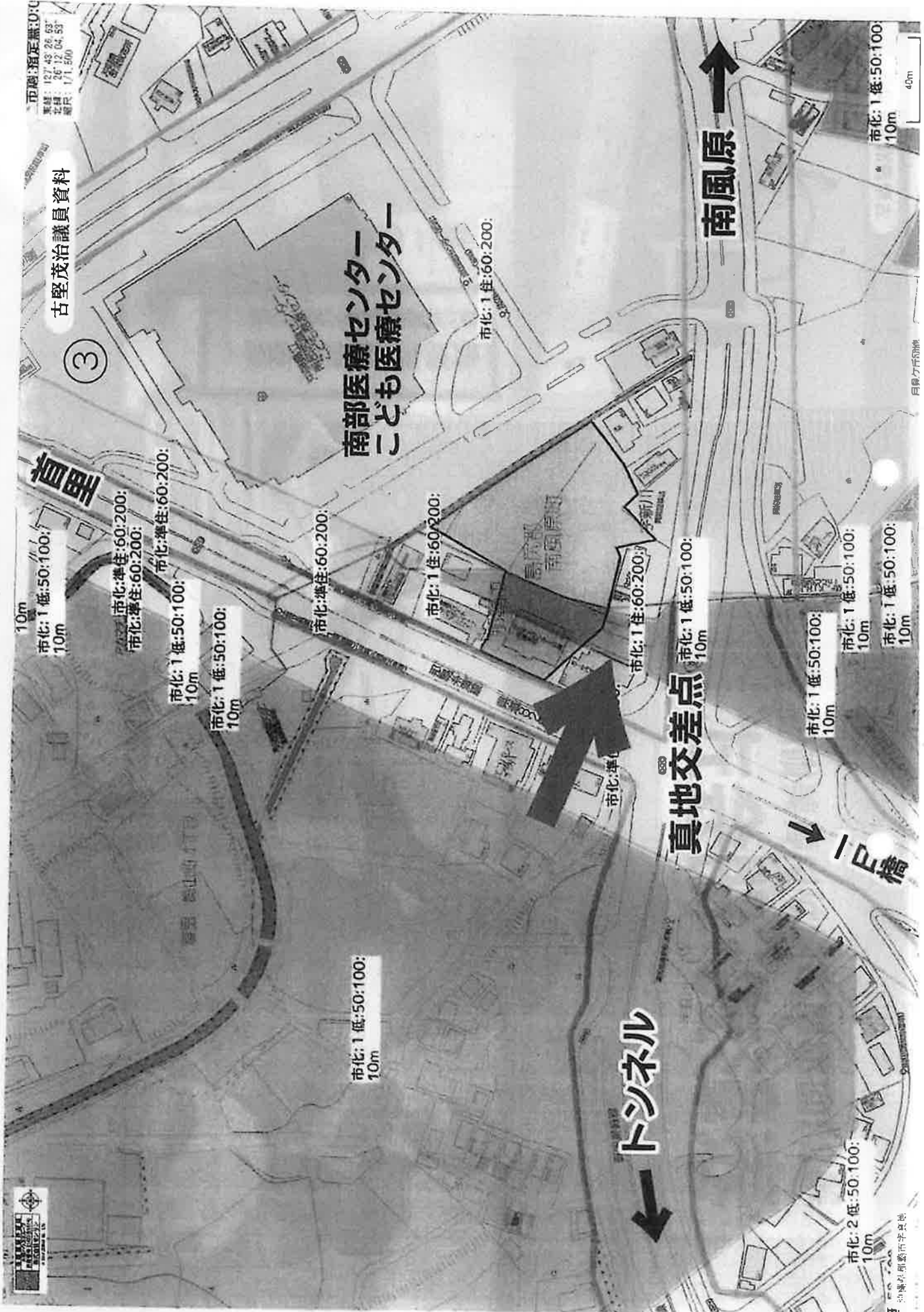
市化: 2 低: 50: 100:
10m

市化: 1 低: 50: 100:
10m

住 30 藤原町 藤原町字 真地

月見ヶ丘印刷機

40m



司法で確定した那覇市の法律違反

- ① 換地線に沿って擁壁等の造成工事が行われなかった点が、他の権利者と比較して、著しく不利益であって不公平なものである。土地区画整理法第89条1項に違反する。
- ② 必要な造成工事を完了することなく換地処分をしたとして土地区画整理法第103条に違反する。

⑤

古堅茂治議員資料 出典：日本弁護士会HP公表資料より

「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」の策定にあたって

2010年 7月15日

改訂 2010年12月17日

日本弁護士連合会

企業や官公庁、地方自治体、独立行政法人あるいは大学、病院等の法人組織（以下、「企業等」という）において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等（以下、「不祥事」という）が発生した場合、当該企業等の経営者ないし代表者（以下、「経営者等」という）は、担当役員や従業員等に対し内々の調査を命ずるのが、かつては一般的だった。しかし、こうした経営者等自身による、経営者等のための内部調査では、調査の客観性への疑念を払拭できないため、不祥事によって失墜してしまった社会的信頼を回復することは到底できない。そのため、最近では、外部者を交えた委員会を設けて調査を依頼するケースが増え始めている。

この種の委員会には、大きく分けて2つのタイプがある。ひとつは、企業等が弁護士に対し内部調査への参加を依頼することによって、調査の精度や信憑性を高めようとするものである（以下、「内部調査委員会」という）。確かに、適法・不適法の判断能力や事実関係の調査能力に長けた弁護士が参加することは、内部調査の信頼性を飛躍的に向上させることになり、企業等の信頼回復につながる。その意味で、こうした活動に従事する弁護士の社会的使命は、何ら否定されるべきものではない。

しかし、企業等の活動の適正化に対する社会的要請が高まるにつれて、この種の調査では、株主、投資家、消費者、取引先、従業員、債権者、地域住民などといったすべてのステーク・ホルダーや、これらを代弁するメディア等に対する説明責任を果たすことは困難となりつつある。また、そうしたステーク・ホルダーに代わって企業等を監督・監視する立場にある行政官庁や自主規制機関もまた、独立性の高いより説得力のある調査を求め始めている。そこで、注目されるようになったのが、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会（以下、「第三者委員会」という）である。すなわち、経営者等自身のためではなく、すべてのステーク・ホルダーのために調査を実施し、それを対外公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とするのが、この第三者委員会の使命である。

どちらのタイプの委員会を設けるかは、基本的には経営者等の判断に委ねられる。不祥事の規模や、社会的影響の度合いによっては、内部調査委員会だけで目的を達成できる場合もある。しかし、例えば、マスコミ等を通じて不祥事が大々的に報じられたり、上場廃止の危機に瀕したり、株価に悪影響が出たり、あるいは、ブランド・イメージが低下し良い人材を採用できなくなったり、消費者による買い控えが起こったりするなど、具体的な

ダメージが生じてしまった企業等では、第三者委員会を設けることが不可避となりつつある。また、最近では、公務員が不祥事を起こした場合に、国民に対する説明責任を果たす手段として、官公庁が第三者委員会を設置するケースも増えている。

第三者委員会が設置される場合、弁護士がその主要なメンバーとなるのが通例である。しかし、第三者委員会の仕事は、真の依頼者が名目上の依頼者の背後にあるステーク・ホルダーであることや、標準的な監査手法であるリスク・アプローチに基づいて不祥事の背後にあるリスクを分析する必要があることなどから、従来の弁護士業務と異質な面も多く、担当する弁護士が不慣れなものと相まって、調査の手法がまちまちになっているのが現状である。そのため、企業等の側から、言われ無き反発を受けたり、逆に、信憑性の高い報告書を期待していた外部のステーク・ホルダーや監督官庁などから、失望と叱責を受ける場合も見受けられるようになっている。

そこで、日本弁護士連合会では、今後、第三者委員会の活動がより一層社会の期待に応え得るものとなるように、自主的なガイドラインとして、「第三者委員会ガイドライン」を策定することにした。依頼企業等からの独立性を貫き断固たる姿勢をもって厳正な調査を実施するための「盾」として、本ガイドラインが活用されることが望まれる。

もちろん、本ガイドラインは第三者委員会があまねく遵守すべき規範を定めたものではなく、あくまでも現時点のベスト・プラクティスを取りまとめたものである。しかし、ここに1つのモデルが示されることで第三者委員会に対する社会の理解が深まれば、今後は、企業等の側からも、ステーク・ホルダー全体の意向を汲んで、本ガイドラインに準拠した調査が求められるようになることが期待される。また、監督官庁をはじめ自主規制機関等が、不祥事を起こした企業等に対し第三者委員会による調査を要求する場合、公的機関等の側からも、本ガイドラインに依拠することが推奨されるようになるものと予想される。これまでも、監督官庁による業務改善命令の一環として第三者委員会の設置が命じられる場合も見受けられたが、将来的には、単に第三者委員会の設置を命ずるにとどまらず、本ガイドラインに依拠した第三者委員会の調査を求めるようお願いしたい。

いずれにせよ、今後第三者委員会の実務に携わる弁護士には、裁判を中心に据えた伝統的な弁護、代理業務とは異なり、各種のステーク・ホルダーの期待に応えるという新しいタイプの仕事であることを十分理解し、さらなるベスト・プラクティスの構築に尽力されることを期待したい。

企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン

2010年 7月15日

改訂 2010年12月17日

日本弁護士連合会

第1部 基本原則

本ガイドラインが対象とする第三者委員会（以下、「第三者委員会」という）とは、企業や組織（以下、「企業等」という）において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等（以下、「不祥事」という）が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である。

第三者委員会は、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする。

第1. 第三者委員会の活動

1. 不祥事に関連する事実の調査、認定、評価

第三者委員会は、企業等において、不祥事が発生した場合において、調査を実施し、事実認定を行い、これを評価して原因を分析する。

(1) 調査対象とする事実（調査スコープ）

第三者委員会の調査対象は、第一次的には不祥事を構成する事実関係であるが、それに止まらず、不祥事の経緯、動機、背景及び類似案件の存否、さらに当該不祥事を生じさせた内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点、企業風土等にも及ぶ。

(2) 事実認定

調査に基づく事実認定の権限は第三者委員会のみ属する。

第三者委員会は、証拠に基づいた客観的な事実認定を行う。

(3) 事実の評価、原因分析

第三者委員会は、認定された事実の評価を行い、不祥事の原因を分析する。

事実の評価と原因分析は、法的責任の観点に限定されず、自主規制機関の規則やガイドライン、企業の社会的責任（CSR）、企業倫理等の観点から行われる。

2. 説明責任

第三者委員会は、不祥事を起こした企業等が、企業の社会的責任（CSR）の観点から、ステークホルダーに対する説明責任を果たす目的で設置する委員会である。

¹ 第三者委員会は関係者の法的責任追及を直接の目的とする委員会ではない。関係者の法的責任追及を目的とする委員会とは別組織とすべき場合が多いであろう。

3. 提言

第三者委員会は、調査結果に基づいて、再発防止策等の提言を行う。

第2. 第三者委員会の独立性、中立性

第三者委員会は、依頼の形式にかかわらず、企業等から独立した立場で、企業等のステークホルダーのために、中立・公正で客観的な調査を行う。

第3. 企業等の協力

第三者委員会は、その任務を果たすため、企業等に対して、調査に対する全面的な協力のための具体的対応を求めるものとし、企業等は、第三者委員会の調査に全面的に協力する²。

第2部 指針

第1. 第三者委員会の活動についての指針

1. 不祥事に関連する事実の調査、認定、評価についての指針

(1) 調査スコープ等に関する指針

①第三者委員会は、企業等と協議の上、調査対象とする事実の範囲（調査スコープ）を決定する³。調査スコープは、第三者委員会設置の目的を達成するために必要十分なものでなければならない。

②第三者委員会は、企業等と協議の上、調査手法を決定する。調査手法は、第三者委員会設置の目的を達成するために必要十分なものでなければならない。

(2) 事実認定に関する指針

①第三者委員会は、各種証拠を十分に吟味して、自由心証により事実認定を行う。

②第三者委員会は、不祥事の実態を明らかにするために、法律上の証明による厳格な事実認定に止まらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができる⁴。

(3) 評価、原因分析に関する指針

①第三者委員会は、法的評価のみにとらわれることなく⁵、自主規制機関の規則やガイドライン等も参考にしつつ、ステークホルダーの視点に立った事実評価、原因分析を行う。

②第三者委員会は、不祥事に関する事実の認定、評価と、企業等の内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点、企業風土にかかわる状況の認定、評価を総合的に考慮して、不祥事の原因分析を行う。

² 第三者委員会の調査は、法的な強制力をもたない任意調査であるため、企業等の全面的な協力が不可欠である。

³ 第三者委員会は、その判断により、必要に応じて、調査スコープを拡大、変更等を行うことができる。この場合には、調査報告書でその経緯を説明すべきである。

⁴ この場合には、その影響にも十分配慮する。

⁵ なお、有価証券報告書の虚偽記載が問題になっている事案など、法令違反の存否自体が最も重要な調査対象事実である場合もある。

2. 説明責任についての指針（調査報告書の開示に関する指針）

第三者委員会は、受任に際して、企業等と、調査結果（調査報告書）のステークホルダーへの開示に関連して、下記の事項につき定めるものとする。

- ①企業等は、第三者委員会から提出された調査報告書を、原則として、遅滞なく、不祥事に関係するステークホルダーに対して開示すること⁶。
- ②企業等は、第三者委員会の設置にあたり、調査スコープ、開示先となるステークホルダーの範囲、調査結果を開示する時期⁷を開示すること。③企業等が調査報告書の全部又は一部を開示しない場合には、企業等はその理由を開示すること。また、全部又は一部を非公表とする理由は、公的機関による捜査・調査に支障を与える可能性、関係者のプライバシー、営業秘密の保護等、具体的なものでなければならないこと⁸。

3. 提言についての指針

第三者委員会は、提言を行うに際しては、企業等が実行する具体的な施策の骨格となるべき「基本的な考え方」を示す⁹。

第2. 第三者委員会の独立性、中立性についての指針

1. 起案権の専属

調査報告書の起案権は第三者委員会に専属する。

2. 調査報告書の記載内容

第三者委員会は、調査により判明した事実とその評価を、企業等の現在の経営陣に不利となる場合であっても、調査報告書に記載する。

3. 調査報告書の事前非開示

第三者委員会は、調査報告書提出前に、その全部又は一部を企業等へ開示しない。

⁶ 開示先となるステークホルダーの範囲は、ケース・バイ・ケースで判断される。たとえば、上場企業による資本市場の信頼を害する不祥事（有価証券報告書虚偽記載、業務に関連するインサイダー取引等）については、資本市場がステークホルダーといえるので、記者発表、ホームページなどによる全面開示が原則となろう。不特定又は多数の消費者に関わる不祥事（商品の安全性や表示に関する事案）も同様であろう。他方、不祥事の性質によっては、開示先の範囲や開示方法は異なりうる。

⁷ 第三者委員会の調査期間中は、不祥事を起こした企業等が、説明責任を果たす時間的猶予を得ることができる。したがって、企業等は、第三者委員会が予め設定した調査期間をステークホルダーへ開示し、説明責任を果たすべき期限を明示することが必要となる。ただし、調査の過程では、設定した調査期間内に調査を終了し、調査結果を開示することが困難になることもある。そのような場合に、設定した調査期間内に調査を終了することに固執し、不十分な調査のまま調査を終了すべきではなく、合理的な調査期間を再設定し、それをステークホルダーへ開示して理解を求めつつ、なすべき調査を遂げるべきである。

⁸ 第三者委員会は、必要に応じて、調査報告書（原文）とは別に開示版の調査報告書を作成できる。非開示部分の決定は、企業等の意見を聴取して、第三者委員会が決定する。

⁹ 具体的な施策を提言することが可能な場合は、これを示すことができる。

4. 資料等の処分権

第三者委員会が調査の過程で収集した資料等については、原則として、第三者委員会が処分権を専有する。

5. 利害関係

企業等と利害関係を有する者¹⁰は、委員に就任することができない。

第3. 企業等の協力についての指針

1. 企業等に対する要求事項

第三者委員会は、受任に際して、企業等に下記の事項を求めるものとする。

- ①企業等が、第三者委員会に対して、企業等が所有するあらゆる資料、情報、社員へのアクセスを保障すること。
- ②企業等が、従業員等に対して、第三者委員会による調査に対する優先的な協力を業務として命令すること。
- ③企業等は、第三者委員会の求めがある場合には、第三者委員会の調査を補助するために適切な人数の従業員等による事務局を設置すること。当該事務局は第三者委員会に直属するものとし、事務局担当者と企業等の間で、厳格な情報隔壁を設けること。

2. 協力が得られない場合の対応

企業等による十分な協力を得られない場合や調査に対する妨害行為があった場合には、第三者委員会は、その状況を調査報告書に記載することができる。

第4. 公的機関とのコミュニケーションに関する指針

第三者委員会は、調査の過程において必要と考えられる場合には、捜査機関、監督官庁、自主規制機関などの公的機関と、適切なコミュニケーションを行うことができる¹¹。

第5. 委員等についての指針

1. 委員及び調査担当弁護士

(1) 委員の数

第三者委員会の委員数は3名以上を原則とする。

¹⁰ 顧問弁護士は、「利害関係を有する者」に該当する。企業等の業務を受任したことがある弁護士や社外役員については、直ちに「利害関係を有する者」に該当するものではなく、ケース・バイ・ケースで判断されることになる。なお、調査報告書には、委員の企業等との関係性を記載して、ステークホルダーによる評価の対象とすべきであろう。

¹¹ たとえば、捜査、調査、審査などの対象者、関係者等を第三者委員会がヒアリングしようとする場合、第三者委員会が捜査機関、調査機関、自主規制機関などと適切なコミュニケーションをとることで、第三者委員会による調査の趣旨の理解を得て必要なヒアリングを可能にすると同時に、第三者委員会のヒアリングが捜査、調査、審査などに支障を及ぼさないように配慮することなどが考えられる。

(2) 委員の適格性

第三者委員会の委員となる弁護士は、当該事案に関連する法令の素養があり、内部統制、コンプライアンス、ガバナンス等、企業組織論に精通した者でなければならない

第三者委員会の委員には、事案の性質により、学識経験者、ジャーナリスト、公認会計士などの有識者が委員として加わることが望ましい場合も多い。この場合、委員である弁護士は、これらの有識者と協力して、多様な視点で調査を行う。

(3) 調査担当弁護士

第三者委員会は、調査担当弁護士を選任できる。調査担当弁護士は、第三者委員会に直属して調査活動を行う。

調査担当弁護士は、法曹の基本的能力である事情聴取能力、証拠評価能力、事実認定能力等を十分に備えた者でなければならない。

2. 調査を担当する専門家

第三者委員会は、事案の性質により、公認会計士、税理士、デジタル調査の専門家等の各種専門家を選任できる。これらの専門家は、第三者委員会に直属して調査活動を行う¹²。

第6. その他

1. 調査の手法など

第三者委員会は、次に例示する各種の手法等を用いて、事実をより正確、多角的にとらえるための努力を尽くさなければならない。

(例示)

①関係者に対するヒアリング

委員及び調査担当弁護士は、関係者に対するヒアリングが基本的かつ必要不可欠な調査手法であることを認識し、十分なヒアリングを実施すべきである。

②書証の検証

関係する文書を検証することは必要不可欠な調査手法であり、あるべき文書が存在するか否か、存在しない場合はその理由について検証する必要がある。なお、検証すべき書類は電子データで保存された文書も対象となる。その際には下記⑦（デジタル調査）に留意する必要がある。

③証拠保全

第三者委員会は、調査開始に当たって、調査対象となる証拠を保全し、証拠の散逸、隠滅を防ぐ手立てを講じるべきである。企業等は、証拠の破棄、隠匿等に対する懲戒処分等を明示すべきである。

④統制環境等の調査

統制環境、コンプライアンスに対する意識、ガバナンスの状況などを知るためには社員を対象としたアンケート調査が有益なことが多いので、第三者委員会はこの有用性を認識する必要がある。

¹² 第三者委員会は、これらの専門家が企業等と直接の契約関係に立つ場合においても、当該契約において、調査結果の報告等を第三者委員会のみに対して行うことの明記を求めるべきである。

⑤自主申告者に対する処置

企業等は、第三者委員会に対する事案に関する従業員等の自主的な申告を促進する対応¹³をとることが望ましい。

⑥第三者委員会専用のホットライン

第三者委員会は、必要に応じて、第三者委員会へのホットラインを設置することが望ましい。

⑦デジタル調査

第三者委員会は、デジタル調査の必要性を認識し、必要に応じてデジタル調査の専門家に調査への参加を求めるべきである。

2. 報酬

弁護士である第三者委員会の委員及び調査担当弁護士に対する報酬は、時間制を原則とする¹⁴。

第三者委員会は、企業等に対して、その任務を全うするためには相応の人数の専門家が相当程度の時間を費やす調査が必要であり、それに応じた費用が発生することを、事前に説明しなければならない。

3. 辞任

委員は、第三者委員会に求められる任務を全うできない状況に至った場合、辞任することができる。

4. 文書化

第三者委員会は、第三者委員会の設置にあたって、企業等との間で、本ガイドラインに沿った事項を確認する文書を取り交わすものとする。

5. 本ガイドラインの性質

本ガイドラインは、第三者委員会の目的を達成するために必要と考えられる事項について、現時点におけるベスト・プラクティスを示したものであり、日本弁護士連合会の会員を拘束するものではない。

なお、本ガイドラインの全部又は一部が、適宜、内部調査委員会に準用されることも期待される。

以上

¹³ たとえば、行為者が積極的に自主申告して第三者委員会の調査に協力した場合の懲戒処分の減免など。

¹⁴ 委員の著名性を利用する「ハンコ代」的な報酬は不適切な場合が多い。成功報酬型の報酬体系も、企業等が期待する調査結果を導こうとする動機につながりうるので、不適切な場合が多い。

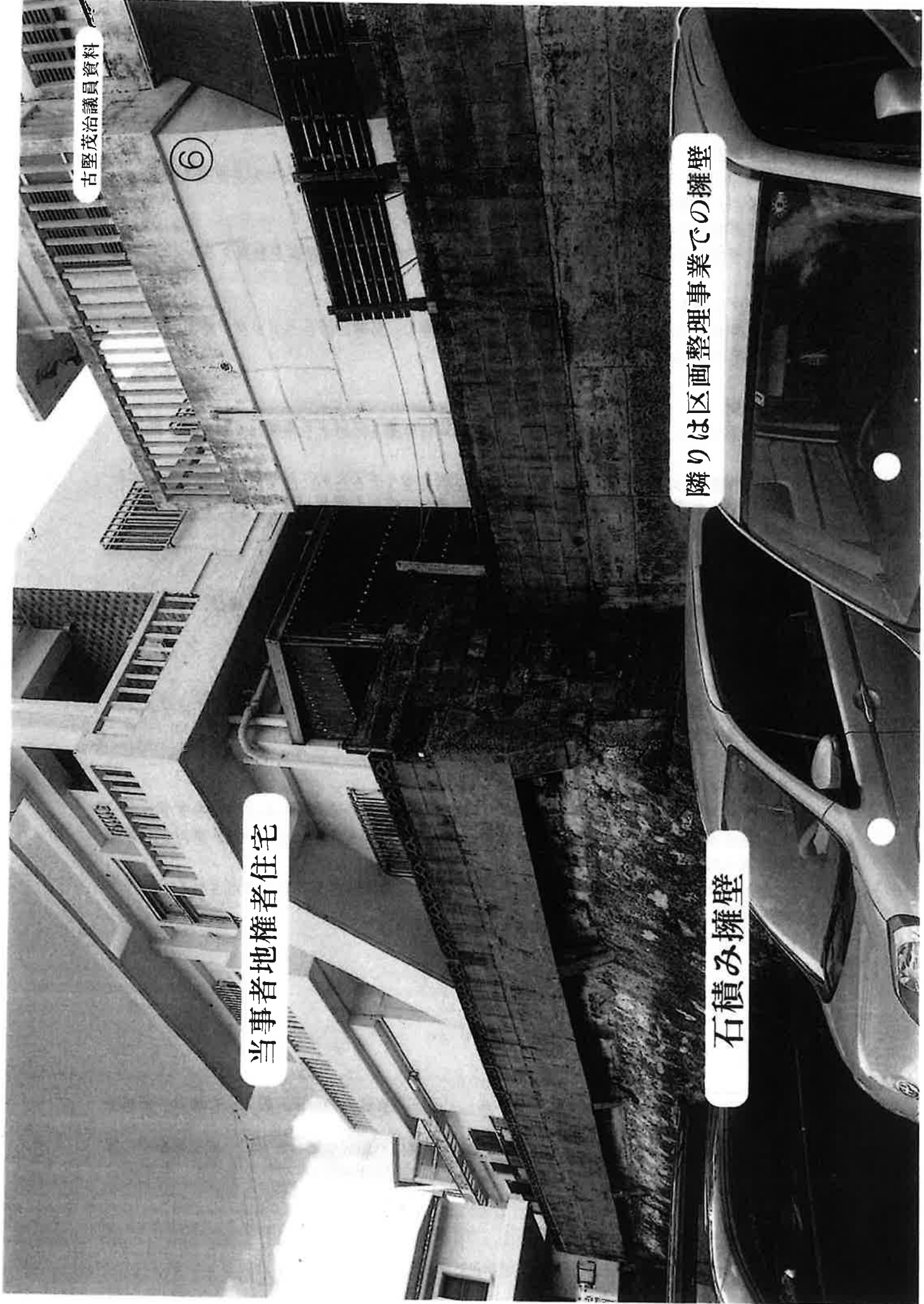
古堅茂治議員資料

⑥

当事者地権者住宅

隣りは区画整理事業での擁壁

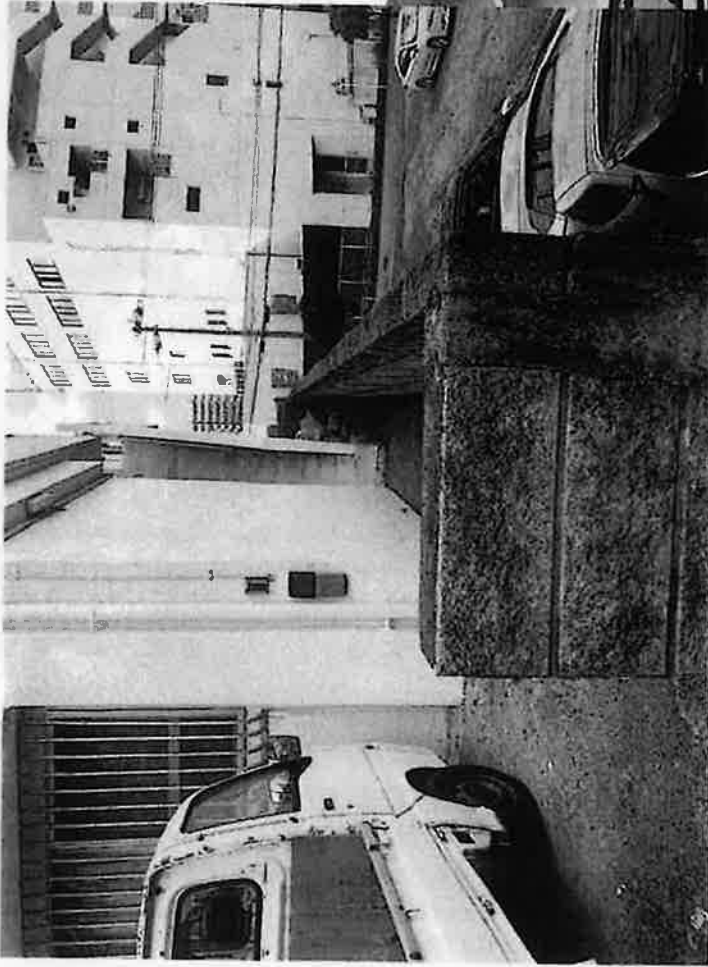
石積み擁壁



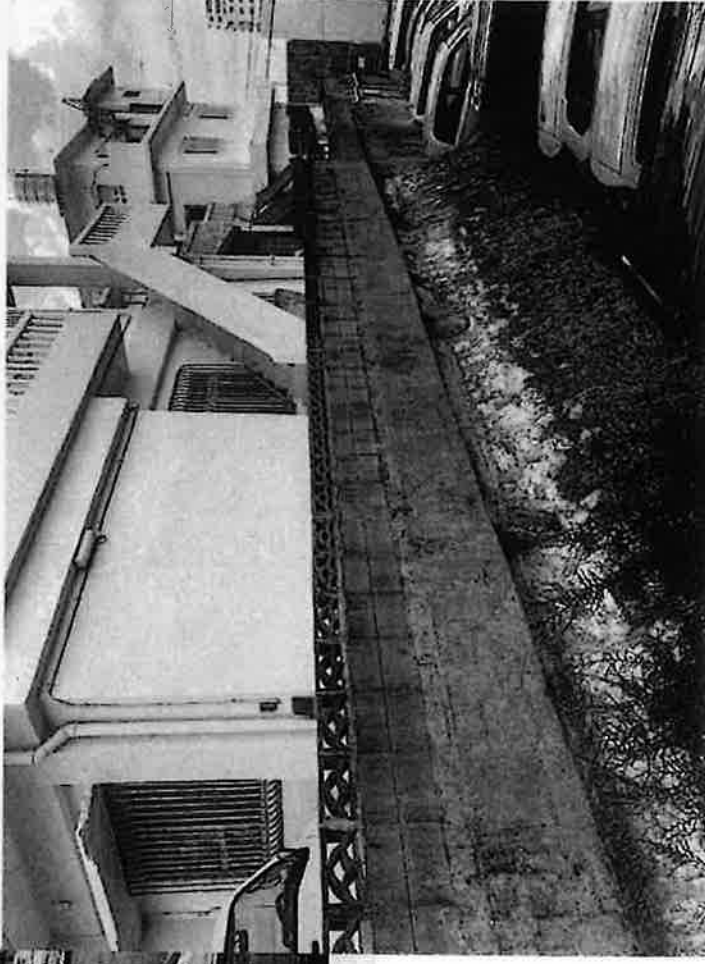
7

古堅茂治議員資料





住宅は石積み擁壁から1メートル足らず



高さ3メートルを超える石積み擁壁

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 湧川 朝涉 整理番号 13

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

発行日:2023年03月18日

支払内訳
現金

¥10,386

10%対象

¥10,386(内消費税

¥944)

但し

¥10,386— (内消費税 ¥944)

代として。

領収書
湧川朝涉 様

管理No. [REDACTED]
伝票No. [REDACTED]

※印刷面を内側に折って保管願います。

上記の金額正に領収
株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:12070001036729

印紙税申告期
付につき電精
税務署承認済



3197934011 L12A100 777
 アナ/ネ-ムラ 1:持帰 外10
 2,360 × 2 ¥5,246
 会員値引対象(10%) -¥525
 3197936015 L12B100 777
 アナ/ネ-ムラ 1:持帰 外10
 2,360 × 2 ¥5,246
 会員値引対象(10%) -¥525
 9006108017 カイン社 777
 テーグシューイ 1:持帰 外10 ¥0

ベスト電器イオン那覇店

按分率 %

充当額 10,386 円

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 湧川 朝渉 整理番号 14

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書

湧川朝渉様

領 収 書

ぴよぴよ.com

ご注文番号 [REDACTED]
 注文日 2023年3月22日
 発行日 2023年3月23日

¥ 9,000 - (左記には消費税等 ¥ 818 - 含まれております)

お品物 () 代として上記金額正に領収致しました。

<御請求内訳>

御請求額 ¥9,000

10%対象(税込) ¥818 (内、消費税等 ¥818)

8%対象(税込) ¥0 (内、消費税等 ¥0)

<お支払い内訳>

お支払い額 ¥9,000 合計 ¥9,000

10%対象 ¥9,000

8%対象 ¥0 (内、消費税等 ¥818)

クレジットカード ¥9,000

購入商品明細

| 商品名 | 税率 | 購入数量 | 購入金額(税込) |
|--|-----|------|----------|
| TN-493BK (フジテレビ)カードリッジ(大容量) TN-493BK 対応型番:HL-L9310CDW、HL-L8360CDW、MFC-L9570CDW、MFC-L8610CDW 他フジテレビカードリッジ | 10% | 1 | ¥9,000 |

〒171-0053 東京都練馬区高田3丁目23番23号
 株式会社ピヨピヨ



按分率 50%

充当額 4,500 円

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 湧川 朝渉 整理番号

15

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

No 001053

| | | |
|--------|-----------|---------------|
| 得意先コード | お 得 意 先 名 | |
| | 湧川朝渉 殿 | 2022年 3 月 30日 |

¥ 240,240

但し7月1日付着付印3200部A4x4R 62075部 1198部
 上記金額正に領収致しました。15341630065797429071
 44444444444444444444

| | |
|------|--|
| 現金 | |
| 小切手 | |
| 銀行振込 | |
| 手形 | |
| 相殺 | |

担当者印

取扱者印

あけぼの印刷株式会社
 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 TEL 2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 %

充当額 240,240 円

那覇市議団事務局

〒900-8585

那覇市泉崎1-1-1市役所4階

☎ (098)862-8268

FAX(098)867-3170

E-mail:jcp-naha@nirai.ne.jp

ワク川朝日だより

ミサイル避難訓練を中止せよ

日本共産党那覇市議団は2月20日、同市が21日に予定する、弾道ミサイルの飛来を想定した住民避難訓練などの実施について、「(国が戦争準備を進める中で)住民の不安を煽るものでしかない」として、知念覚市長に中止するよう強く申し入れました。



2022年度の議会でも取り上げた私の質問の要旨を紹介します。

2月議会の代表質問

教職員の

適正確保について

問①日本の教育予算のGDP比は2.8%でOECD諸国最低。平均4.1%に引き上げると約7兆円の予算増となり、教育費負担の半減、教員定数増や少人数学級化が進む。国の責務として必要な財源確保を求めべき。

答①教育予算に係る財源の確保は全国的な課題だと認識。沖縄県は、国へ要望している。

問②若い先生たちの育児短時間勤務を保障するため、代替教員を配置し教員を増やすべきです。

答②県へ代替派遣依頼を
問③教員は60歳の定年後、教員を続けると給与が7割に下げられる。フルタイムでも働けば60歳のときの100%を支給し、教員を続けやすくすべき。

答③那覇市議会で提案があつたことを県へ伝える。

問④経験豊かな非正規教員を正規採用すべきです。

答④教員の定数改善を国や県に要望。より良い教育環境に努める。

生活保護の改善を

問①生活保護第24条第5項、通知は申請のあつた日から14日以内にしなければならぬと明記。

努力義務ではありません。法定義務です。ケースワーカー職員を増やし、全て

14日以内とすべきです。

答① 社会福祉法における標準数は132人であるが、市の正職員ケースワーカー定数は82人である。

生活保護行政の適正実施、また、ケーワーカーの負担軽減になるよう、毎年度、正職員ケースワーカーの増員要求を行っている。

問② 生活保護の支給基準の削減額は幾らですか。

答② 単身65歳の方の生活扶助に関して比較すると、7万1,640円、2022年は6万9,530円で、2,080円の削減額である。

問③ 生活保護の支給基準を削減前に戻し、物価高騰に見合った増額を諮ることを国に求め

るべきです。

答③ 国に提言する機会等があれば、生活保護費の見直しについて意見を出すことを検討したい。

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の改善を

問① 本人が住民税非課税である場合は適用させるべきです。

答① 財政的な課題も含め、今後、検討したい。

問② ヒアリンググループ(磁気ループ)を那覇市の公共施設へ設置を促進すべき。

答② 全庁的にヒアリンググループの周知を行い、当該設備の啓発に努める。



学校施設の安全・耐震化の取組

問① 取組を問う。

答① 2022年4月現在、耐震化率は96.8%。2023年3月末には耐震化率100%となる。

問② 消防用設備等の整備の取組を急ぐべきです。

答② 防火シャッター等については、今年度は小学校9校、中学校7校で修繕を行い、残る学校は小学校19校、中学校5校。

2023年度は小学校10校、中学校5校が修繕予定。小学校は2024年度、中学校は2023年度で完了を目指す。

問③ 消防用設備点検の義務と罰則について

答③ 消防用設備の設置・維持は、消防法第17条第

1項で、設置及び維持の義務を定めている。

民間・公的機関を問わず、消防法令に違反している場合に30万円以下の罰金または拘留が科せられることがある。

問④ 消防用設備の予算を増やし、直ちに完了すべき。
答④ 業者が限られている。国の補助を活用して取り組んでいる。

那覇空港南側船揚場・大嶺漁港の進捗状況

答県知事からの免許を受け次第、埋立工事等を発注。埋立工事終了後に休憩所等の整備も予定。2025年度の一部供用開始を目指している。



那覇市自転車 ネットワーク計画

問①電動自転車のシェアサイクルの整備の概要。

答①本事業で設置したシェアサイクル用駐輪場は、1月末時点で、74か所、約220台の自転車を配置。

2021年度の年間利用者数は、約9,800人。

問②レンタカーに過度に依存しない、環境にやさしい観光を創生するため、電動自転車のシェアサイクルの整備拡充を図るべき。

答②本今年度中に那覇市自転車活用推進計画を策定。

本市の実情に応じた観光に関する自転車活用の施策を位置づけている。

民間事業者に市域全体に事業を展開できるよう、市が管理する施設の提供に取り組んでいく。



保育施設の安全確保、耐震化を急げ

問①関係する全ての施設の安全確認・耐震化の調査を行うべきです。

答①国の調査対象の私立保育施設95施設のうち、問題のない施設が91施設、耐震診断未実施が3施設、要改善が1施設。早急な対策が課題となっている。

問②4か所の耐震化の計

画・完了を急ぐべきです。
答②4施設については、2023年度から予定する、2施設の進捗状況を踏まえつつ行っていく予定。

11月議会 代表質問

市長の政治姿勢

問①那覇軍港の米軍機運用について、「到底容認できない。5・15メモが厳格に運用されるべきだ」と述べていたことを「全て白紙の状態でいく」と翻した。市民だましの政治姿勢は許されない。

答①国や米側の主張にも耳を傾けつつ、現実的な対応策を見出す必要がある。

問②辺野古を強行する自公勢力から推薦を受けている知念市長が県民投票の結果を踏まえ「沖縄の民意」を尊重すべきと言っているのは矛盾が甚だしい。

答②どう尊重するかは日米両政府が示すもの。

認可外保育施設での死亡事案

問市長は、重大事態を招いた指導監督の問題点を明らかにし、謝罪すべきである。

答この施設には、那覇市認可外保育施設指導監督要綱に基づき、施設開設の2018年以降、特別立入調査を実施し、繰り返し改善指導を行うが、児童への安全対策が十分に実施

児童相談所の設置を

されておりませんでした。

問① 沖縄県は本市による児童相談所設置を要望している。

答① 知事よりあった。

問② 県都・中核市の本市に設置すべきである。

答② 児童相談所の設置は想定しておりません。

学校給食の無償化を

問 保護者負担の軽減・無償化を図るべき。

答 沖縄県と連携しながら検討していきたい。



牧志公設市場衣料部・雑貨部の売却

急に土壤検査をすべき。答県と連携を進める。

問① シンバホールディングスへの財産売却収入の算出根拠は適法か。

答① 認識の誤りでした。

問② 議決事件である。

答② 不適切な事務手続、おわびを申し上げます。

問③ 鑑定方法は適法か。

答③ 元監査委員として見積もりは原則2者以上と承知をしている。手続に誤りがあったこと、おわびを申し上げます。

2022年11月 一般質問

PFAS汚染について

問 航空自衛隊那覇基地のPFAS汚染を解明するため、那覇市として、早

牧志公設市場衣料部・雑貨部の売却

雑貨部の売却

問① 一者随意契約となるシンバの相見積りの鑑定額。鑑定日と会社名は

答① 鑑定額はマイナス。2021年12月15日。会社名は公表できない

問② こんな不適切な随意契約が行われた2020年当時の担当副市長は誰か。

答② 知念市長である。

問③ 那覇市の随意契約の1.公正・公平性、2.透明性、3.健全性、4.経済性、5.履行の確保をする為に、随意契約ガイドラインを策定すべき。

答③ しつかりガイドラインをつくって対応する。

無料生活相談

毎週土曜日

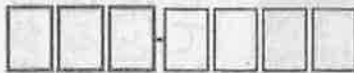
事務所 高良2-3-54

午前10時から12時まで

弁護士による無料法律相談もあります

第2・4土曜日 午前10時～12時まで

ワク川市議のケイタイ電話：090-6857-2907



郵便区内特別

ワク川朝だより

■那覇市議団事務室

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 市役所4階

☎ 098-862-8268 Fax.098-867-3170

E-mail:jcp-naha@nirai.ne.jp

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 湧川 朝涉 整理番号 16

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書

湧川朝涉様

| | |
|--------------------------|----------|
| [別納引受] | |
| 区内特別特(定)BC 062 2,999通 | ¥185,938 |
| 小計 | ¥185,938 |
| 郵便物引受合計通数 | 2,999通 |
| 課税計(10%) | ¥185,938 |
| (内消費税等) | ¥16,903) |
| 非課税計 | ¥0 |
| 合計 | ¥185,938 |
| お預り金額 | ¥190,000 |
| おつり | ¥4,062 |

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2023年 3月28日 16:49
 発行No. 230328A4419 端P64箱58
 連絡先：那覇中央郵便局
 TEL: 0570-005-396

按分率 %

充当額

185,938円

2022年度 会派名 日本共産党 議員名 我如古 一郎 整理番号 17

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書

我如古 一郎 様

| | |
|------------------|-----------------------|
| [別納引受] | |
| 区内特別基 (定) @73 | 16.0g 273通 ¥19,929 |
| 小計 | ¥19,929 |
| 第一種定形 @84 | 16.0g 38通 ¥3,192 |
| 小計 | ¥3,192 |
| 郵便物引受合計通数 | 311通 |
| 課税計 (10%) | ¥23,121 |
| (内消費税等) | ¥2,101 |
| 非課税計 | ¥0 |
| △計 | ¥23,121 |
| お預り金額 | ¥25,121 |
| おつり | ¥2,000 |



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2022年 4月12日 9:35
 発行No. 220412A5537 端N11箱01
 連絡先：真和志郵便局
 TEL:098-832-0811

議会たより No. 52号 郵送

按分率 %

充当額

23,121円

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 我如古 一郎 整理番号 18

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

EDON

エディオン

領収書兼お買上明細

我如古 一郎

★エディオンで★
 家電もケータイも！
 おうちのネットもでんきも！
 まるごとお得にしませんか？
 各社ご相談承り中♪

発行日 2022年10月03日(月) 18:41

店: 00518 つかざんシティ

電話 098-882-7710

レジ担当者:

販売担当者:

No. 00518-303-492707 POS: 303

取引種別: 持帰

プリンタ消耗品
 エーワン (KG)
 72321

4906186723213 3 ¥2,430

合計金額 ¥2,430

(10%対象 ¥2,430)

(10%対象消費税 ¥220)

郵送 各2名 シール

按分率 %

充当額

2430 円

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 我如古 一郎 整理番号 19

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

EDON

エディオン

領収書兼お買上明細

我如古 一郎

★エディオンで★
家電もケータイも！
おうちのネットもでんきも！
まるごとお得にしませんか？
各社ご相談承り中♪

発行日 2022年10月24日(月) 16:11
店：00518 つかざんシティ

電話 098-882-7710

レジ担当者：[REDACTED]

販売担当者：[REDACTED]

No. 00518-304-138333 POS：304

取引種別：持帰

プリンタ消耗品

エーワン (KG)

72321

4906186723213 3 ¥2,808

合計金額 ¥2,808

(10%対象 ¥2,808)

(10%対象消費税 ¥255)

郵送 宛2名シール

按分率 %

充当額

2,808 円

2022年度 会派名 日本共産党 議員名 我如古 一郎 整理番号 20

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

№ 000676

| | |
|--------|-----------|
| 得意先コード | お 得 意 先 名 |
| | 我如古 一郎 殿 |

2022年10月26日

¥ 79,530



但し 付添いは第5号議会報告印刷費2022年10月5日
 上記金額正に領収致しました。500枚

| | | |
|--------|-------|--|
| 内 訳 | 現 金 | |
| | 小 切 手 | |
| | 銀行振込 | |
| | 手 形 | |
| | 相 殺 | |

| | |
|------|------|
| 担当者印 | 取扱者印 |
| | |

あけぼの印刷株式会社
 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 % 充当額 79,530円



たんぽぽ 9月議会

我如吉 イチロー

那覇市長田 2-3-17 丸正荘 1F ☎853-6180

追加の物価高騰対策・生活支援をすべき

那覇市の農業者へも資材や燃料補助を

問 漁業者と同等に農業者へも肥料や飼料、ビニールハウスの材料・燃料費への支援などの対策を検討すべきである。日本政府の農業政策は亡国の農政と言われ、専業農家では生活できない状況が全国で広がっている。そこに着いての円高による物価高騰である。

答 那覇市民の農家は他市町村に通勤農業をしているため、現状でも農地のある町村では何も補助が受けられない、不公平な状態に置かれている。だからこそ、今回の原油高騰・円安に起因する負担増の危機から、農業者を救う時である。

問 県において肥料価格高騰緊急対策事業、飼料価格高騰緊急対策事業等が実施されており、また、国においては肥料価格高騰対策事業が実施されている。

答 本市では、那覇市農業振興事業により、肥料購入、出荷箱等の経費の一部に対して補助を行い、農業基盤の強化及び振興・育成を図る事業を実施しておりますが、今後も国及び県の動向を注視しながら、本市としてもどのような支援ができるか検討してまいりたい。

問 我如吉一朗議員 皆さんもスーパーに行ったら分かると思うが、今、牛乳がありません。買おうと思っても少ない。これは畜産業が深刻な打撃を受けている証拠である。緊急に農業者にも畜産業にも平等に支援策を検討することを強く要望する。

答 賃金の上がるにない国、日本。経済が成長せずに、危機に弱い根本には賃金が上がらない日本の異常さがある。1人当たりの実質賃金はピーク時の1997年と2020年を比べたら64万円も減っている。今年度も4期連続で実質賃金は下がり続けています。そのような状況を考えれば、今年度は思い切った物価高騰への生活支援を惜しまずに行うことが、市民生活と経済を守る自治体としての重要な仕事だと思えます。

物価高騰対策について

地方創生臨時交付金の額と活用状況及びその残高について伺う。

答 企画財務部長 国から本市に提示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額は、通常分で23億7990万円、原油価格物価高騰対応分で7億5982万円、合計31億3072万円となっている。

原油価格物価高騰事業への活用状況では、物価高騰に直面する子育て世帯や低所得者世帯への10万円給付金事業、食料費高騰の影響を受ける市立小中学校などへの給食費補助漁業者やごみ収集運搬許可業者への燃料などの高騰に伴う事業者支援などである。また、原油価格物価高騰対策等への活用可能な臨時交付金の残額は現時点で3億9011万円である。

賃金の上がるにない国、日本。経済が成長せずに、危機に弱い根本には賃金が上がらない日本の異常さがある。

問 10月にはさらに6300品目以上の食料品の値上げが予定されている。物価高対策に使える政府の交付金は、答弁で約3億9000万円が残っていることが分かりました。

答 今後、決算剰余金の64億円のうち半分、32億円の二部も活用をして、追加の経済・生活支援対策をすべきだと思つて。

問 物価の安定は、国民生活の根幹をなすものであり、金融政策や財政政策を含めた総合的な対策を一義的には国において実施すべきものと考えております。

答 本市としましては、国の地方創生臨時交付金を最大限活用した経済・生活支援対策等を今後実施していくことは重要であると考えております。

世界遺産識名園の心字池の水質改善を

問 久しぶりに、期待を込めて識名園を見学してきた。正重蒼蒼とがっかりしている。心字池の濁りは改善はしているが、池の緑色は変わっておりませんでした。そして藻のかたまりと葉っぱがたくさん浮いていて、風景を著しく悪くしています。原因と今後の対策を伺う。

答 近年、庭園に広がる心字池に藻の発生が顕著に見られたことから、令和2年から心字池水質改善業務に取りかかり、浚渫等を実施し、令和4年3月に当該業務を完了しています。現在、心字池の状況については、定期的に経過観察を行っており、その結果、当該業務実施前 비해藻の発生は抑えられていることが確認でき、一定の効果を得られている。

問 我如吉一朗 議員
市民は、入園料半額の2000円にすべき。4000円の入園料に値する満足度がなければ、市民の利用にはつながらないと思います。市民が定期的に行きたくなくなる魅力づくりや、普段で見学できる身近な世界遺産にするためには、負担の少ない金額にすることも活性化の一つだと指摘をしておきたいと思つています。

答 市民文化部長
7月8日の「ナハの日」、11月3日の「文化の日」は無料開園しており、隔月で行っている世界遺産解説会では、参加者は無料入園しております。また、今年度から8000円の年間パスポートを販売しており、1年間いつでも識名園を訪れることができます。

識名園売店は、令和3月末に地元の真地自治会と企業の共同企業が、那覇市長賞を受賞した琉球王朝パンやお土産品を販売し、販売員を自治会員や地域住民から雇用するなど、識名園の利用者や地元からも喜ばれている。本事業が識名園及び地域の活性化につながっているものと評価している。



池のじゅんせつは、効果がでない

世界遺産、国指定特別名勝の庭園にふさわしいきれいな池の水質にすることは、最低条件です。これを実現するためにも、将来きれいな池で、「蛍が見られる識名園」を目標にすべきです。

マンホールカードは観光誘客に効果大きい



問 下水道のマンホールの蓋をデザインしたマンホールカードを本市も2種類作成しておりますが、目的と配布状況、効果を伺います。

答 カード発行の目的は、マンホールの魅力を通じて下水道の役割等を知っていただくことと、各地に足を運んでいただくことで観光振興につながることである。

本市における令和4年7月末の配布状況としましては、平成30年度から配布している、魚をモチーフにした、ガーラ柄が6,240枚、そのうち県外から来られた方に4,071枚、令和2年度から配布している、うみシーサー柄が3,082枚、そのうち県外から来られた方に1,785枚配布しております。

昨年度には、テレビ番組「Youは何しに日本へ？」において、本市にマンホールカードをもらいに訪れたアメリカ合衆国出身の方が取り上げられており、観光振興への効果は大きいと考えております。



収集マニアは、観光を兼ねて、県内や全国を飛び回る。外国人には街角アートである。

問 プーゲンビリア、首里織、オオゴマダラなどの既存のもの、そして新しく首里城を中心にしたものも検討してはいかがか。

答 首里城をイメージしたマンホールカードにつきましては沖縄県が作成しており、令和4年1月から首里城公園内の施設で配布しているところである。

なお、新しいマンホールカード作成につきましては、効果や実現性を勘案しながら検討してまいります。



带状疱疹は日本人の

3人に1人がかかる

ワクチンの補助を

問 ワクチン接種への自治体の補助が増加している。带状疱疹ワクチン接種の有用性と本市の対応を伺う。

答 健康部長
带状疱疹は、体の片側の一部にビリビリとした痛みが現れ、その部分に水ぶくれを伴う赤い発疹が出現します。

水ぼうそうにかかると、治った後もそのウイルスが体の中に潜んでいて免疫力が落ちたときに発症し、成人の90%以上が带状疱疹になる可能性があり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、特に50代から発症しやすくなります。

带状疱疹ワクチン接種の効果としては、2回の接種による発症予防効果は、50歳以上で90%以上となっており、高い効果が認められているとのことですが、導入については、他自治体の状況について調査研究したい。

識名トンネルに接続する市道は、雑草やごみの放棄、自動車の放置がある。早急に対応を問う



問 識名トンネルに合流する地点の市道三原識名線は、良好な道路維持管理とは言いがたい。電子レンジ、テレビなども捨てられている。奥のほうには、車も放置されている。雑草が道の中央まで繁茂して、不法投棄ごみは毎年のように問題になっている。

答 当該箇所は、県道222号線の整備に伴い市道三原識名線が分断されたことから、沖縄県南部土木事務所において付け替え道路として整

備され、現在、県が管理している部分となっております。

御指摘の雑草が繁茂している状況や放置車両などについては道路管理者として把握しており、南部土木事務所へ現場対応について再三申し送りを行っているところである。

今後、管理移管へ向けて県と協議を進める中で、除草や不法投棄の防止策についても調整してまいります。

「イチローの譲場での一言」

日本は成長できない国、危機に弱い国、競争力の弱い国となってしまいました。その最も深刻な表れは賃金であります。日本は主要国の中で唯一、実質賃金の上がらない国となり、個人消費の冷え込みが経済を低迷させております。そのことは、原材料の高騰や円高の影響を価格に転嫁できず、企業が倒産し、現在苦しんでいる状況からも明らかです。

消費税を5%に減税し、賃金を引き上げてこそ、暮らしを守り、経済回復。

私たちが日本共産党は、新自由主義を転換し、「やせくへ強い経済」の提案を行っています。第1は、政治の責任で賃金が上がる国にすることであり、人間らしい雇用のルールをつくり、非正規雇用の正規化、サービス残業の根絶、中小企業支援と一体に最低賃金の1500円への引き上げであります。財源は500兆円を超す大企業の内部留保であります。賃上げを促進するために内部留保にも課税をしていく必要がある。

第2は、富裕層と大企業には応分の税負担を求めて、消費税を5%に減税することです。目的は国民の生活支援であります。特に所得の低い人ほど恩恵が及び、直接給付と同じ役割を果たします。世界62か国で実施されている消費税減税こそ、コロナ禍と物価高から暮らしを守り、経済を立て直す決定打であります。

第3は、ジェンダー平等の視点です。12年連続でジェンダー平等世界一のアイスランドの首相は、男女の賃金格差をなくすために企業に同一賃金の証明を義務づけ、違反があれば罰金を科す取組を行う中で経済を強くするという副産物が生まれたと述べています。年収で240万円もの男女の賃金格差解消に向けて、企業に実態を公表することを義務づけるべきである。

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 我如古 一郎 整理番号

2 /

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書

我如古 一郎 様

| | |
|-----------|---------|
| [別納引受] | |
| 区内特別基 (定) | 13.0g |
| @73 978通 | ¥71,394 |
| 小計 | ¥71,394 |
| 第一種定形 | 13.5g |
| @84 21通 | ¥1,764 |
| 小計 | ¥1,764 |
| 郵便物引受合計通数 | 999通 |
| 課税計 (10%) | ¥73,158 |
| (内消費税等) | ¥6,650 |
| 非課税計 | ¥0 |

| | |
|-------|---------|
| 合計 | ¥73,158 |
| お預り金額 | ¥80,000 |
| おつり | ¥6,842 |

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2022年10月31日 12:06
 発行No. 221031A0766 端N11箱01
 連絡先：真和志郵便局
 TEL:098-832-0811

議会だより No 53号

按分率 % 充当額 73,158円



郵便区内特別



日本共産党那覇市議会議員

我如古一郎事務所

〒902-0077 那覇市長田2-3-17 丸正荘1F
電話 098-853-6180

2022年度 会派名 日本共産党 議員名 我如古 一郎 整理番号

22

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

№ 000690

| | |
|--------|-----------|
| 得意先コード | お 得 意 先 名 |
| | 我如古 一郎 殿 |



2022年 11月 28日

¥ 33,990

但し 印紙 510枚 付

上記金額正に領収致しました。

| | | |
|--------|-------|--|
| 内 訳 | 現 金 | |
| | 小 切 手 | |
| | 銀行振込 | |
| | 手 形 | |
| | 相 殺 | |

| | |
|---|---|
| 担当者印 | 取扱者印 |
|  |  |

あけぼの印刷株式会社

〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 %

充当額 33,990 円

2022年度 会派名 日本共産党 議員名 我如古 一郎 整理番号 23

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書

我如古 一郎 様

| | |
|--------------|---------------------|
| [別納引受] | |
| 第一種定形 @84 | 14.0g 74通 ¥6,216 |
| <hr/> | |
| 小計 | ¥6,216 |
| <hr/> | |
| 郵便物引受合計通数 | 74通 |
| 課税計 (10%) | ¥6,216 |
| (内消費税等) | ¥565) |
| 非課税計 | ¥0 |
| <hr/> | |
| 合計 | ¥6,216 |
| お預り金額 | ¥10,216 |
| おつり | ¥4,000 |


 〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2023年 3月27日 11:56
 発行No. 230327A4568 端N11箱01
 連絡先：真和志郵便局
 TEL:098-832-0811

按分率 %

充当額 6,216 円

2022年度 会派名 日本共産党 議員名 我如古 一郎 整理番号 24

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

№ 001052

| | |
|--------|-----------|
| 得意先コード | お 得 意 先 名 |
| | 我如古 一郎 殿 |

2023年 3 月 30 日

¥ 98,929



但し あけぼの 2000枚 A3X2F11月7日付 9551号
 上記金額正に領収致しました。第54号

| | | |
|-----|-------|--|
| 内 訳 | 現 金 | |
| | 小 切 手 | |
| | 銀行振込 | |
| | 手 形 | |
| | 相 殺 | |

| | |
|------------|------------|
| 担当者印 | 取扱者印 |
| [Redacted] | [Redacted] |

あけぼの印刷株式会社
 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 %

充当額 98,929 円



那覇市も人口減少時代へ！子育て支援拡充を



本部町の発育段階に応じた遊具

遊具の設置は子育てに欠かせないもの

問 2022年度の全国出生数が80万人を下回り、戦後最低を更新する見込みである。本市も人口減少社会に突入している。出生数と周辺自治体への人口流出を問う。

答 本市の出生数については、2021年が2630人、22年が2449人となっており、人口動態は2021年は1680人、22年は227人の転出超過となっている。

問 那覇市は、子どもを産み育てやすい街に今なっているのか。中心市街地の空洞化は、どのような問題を引き起こしているのか。

答 中心市街地の空洞化は、税収の減やまちの賑わいの喪失、地域コミュニティの維持がなくなるなど、まちづくりや経済の課題が生じ、ひいては子育てや介護・福祉への影響もある。

子どもの権利条例に、公園で子どもが遊ぶ権利の位置づけをすべき

問 中心市街地の公園は、遊具が少ない。

答 本市の公園遊具は、管理する175カ所の公園において、ブランコやすべり台など、約520基を設置している。

問 年齢に応じた、幼児から6歳前後の子どもが遊べる遊具が、少なすぎる。中央公園、松尾公園、城岳公園にはブランコ程度しかない。

本市が検討している、子どもの権利条例に、子どもが外遊びをすることの必要性及び重要性を位置づけること、公園での遊びを守るために、遊具の整備を規定すべき。

問 公園は、子どもが遊べる空間として重要な役割がある。子ども達が自由に遊び、かつ近隣住民も安心して生活できる公園環境を目指すことが重要。

答 子ども達の遊びを大切に考え、大人みんなで子どもが遊ぶ機会を増やせるよう、子どもの権利条例に、子どもが外遊びをすることの必要性、重要性を位置づけていきたい。

問 子ども達が自由に遊び、かつ近隣住民も安心して生活できる公園環境を目指すことが重要である。

答 仮称議名公園に、子どもが自由に遊べる、発育段階に応じた総合的な遊具等の設置を求める。

問 議名公園の遊具などにつきまして、地域の御要望や御意見を伺いながら、インクルーシブやユニバーサルデザインを考えを取り入れた整備を検討してまいりたい。

市民の個人情報企業が利益に活用される

那覇市の条例が国のルールに画一化「国が一番信用できない」

議案第3号「那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例制定」、また、議案第4号「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定」、議案第5号「情報公開・個人情報保護審議会条例制定」の3件の議案は、那覇市個人情報保護条例を廃止することに伴う、関連した議案であり、一括して討論を行います。

「個人情報の保護に関する法律」が、改定され、全国的な共通ルールが適用されることとなりました。デジタル改革での個人情報の利活用のために、自治体での個人情報保護条例による、独自の保護規定を認めないものとなっています。この重大な変更により、日本弁護士連合会も、「地方自治と個人情報の保護の観点から、個人情報保護条例の画一化に反対する」意見書が政府や全国市議会議長会などにだされています。

条例リセットの最大の目的は、匿名加工情報制度（オープンデータ）と情報連携（オンライン結合）を、自治体に行わせることです。

教育、健康診断、介護サービス、子育て支援といった住民サービスに直結する個人情報の宝庫である自治体が保有する情報を、吐き出させようというのです。これまでの住民要望にこたえた自治体独自の個人情報保護策を崩し、後退させるものです。

民間への情報提供の際、匿名化の作業を外委託することも可能であり、膨大で詳細な加工前の個人情報が、委託先の外部法人へ渡るようになります。

実際に、NHKの委託先法人から契約者情報が詐欺グループに漏えいした例もあります。住民基本台帳、税務関連、国保関連、子育てや保護などの福祉関連、国民年金などは、市民の重要な個人情報が満載の情報システムです。

マスコミ報道では、過去に特殊詐欺事件に関わった人物の証言で、「ルフィ事件が起きたいくつかの市町村の間名簿も見たことがある。固定資産税100万円で、一億円の不動産を所有と計算できる。最近だけでも10程度の自治体から流出があった」と証言しています。

役所から情報が流出するということは、誰しもが、リストに載り、被害者になってしまいう可能性を意味します。本人同意もなしに、外部に渡った情報が漏えいすれば、住民の行政への信頼を失いかねない問題です。

政府は、マイナポータルを入口にして、個人情報を集積しようとしています。集積された情報は攻撃されやすく、一度漏れた情報は取り返しがつきません。

国民にマイナンバー制度を押し付け、個人の預貯金口座も紐づけし、国民の所得や資産、社会保障給付を把握して、税金の徴収強化と社会保障削減を進めるといって、監視社会につながる危険性も指摘されています。

改定された「個人情報の保護に関する法律」は、自治体が独自に制定する個人情報保護条例も、いったんリセットし、全国共通のルールを設定したうえで、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容する。

自治体の条例づくりに縛りがかけられることとなり、地方自治の侵害です。

個人情報の保護は、憲法13条（個人の尊重）に基づき、基本的人権の根幹であり、市民は自分のどんな情報が、どこに集められているかを知り、不当に扱われないように関与し、情報の削除を求める権利を有するという、自己情報コントロール権（プライバシー権）を含んだ大変重要なものです。

よって、那覇市長年、積みかさねてきた、個人情報保護条例の大事な規定をなくし、保護を後退させ、市民の大事な個人情報を、営利企業に利活用させる本条例制定には賛成できません。

地域の環境・安全な道路づくりに全力! 真和志を後回しにさせない



識名1316番地付近のクリニック前の、泊下橋の歩道から先に進むと、歩道がなくなり、三角の花壇が歩行の障害である。真地小スクールゾーンでもあり、安全面からの改善を要求しました。
12月議会での質問後改善。緑の安全帯も表示されました。

問 仮称識名公園の進捗と共用時期、完成が遅れている件について
答 識名公園は、広域避難場所としての多目的広場のほか、地域住民から要望のあった、テニスコート、3ON3バスケットコート、フットサルコート、パークゴルフ場、そして遊具のある子ども広場を配置する計画。財源の問題から遅れが生じ、令和10年の完成を目指している。

問 繁多川から松川に至る、真和志線の、進捗状況を問う。

真和志線は、バス路線でもありません。繁多川十字路口から松川方面の狭くくねった道路を拡幅することは、住民だけでなく、朝夕の通勤車両にとっても、安全で大変便利になるものと期待されています。計画からすでに12年も経ちました。予算ベースで6割の進捗状況とのことですが、完成が待たれています。

立ち退きの対象住民からは、何年たっても補償が進まず、老朽化した家屋の修繕もすることができず、困っている。早く工事立ち退き補償を進めてほしいとの声があります。対応を問います。

問 本市のシェアサイクルの状況と観光客の利用、観光への効果について何う。識名園にも、駐輪場を作るべき。

答 設置したシェアサイクル用駐輪場が、令和5年1月末時点で、公共施設や商業施設などの民有地に、合わせて74カ所、約220台の自転車を配備しております。

また、市民や観光客などの利用者数といたしましては、令和3年度の実績として約9,800名となっております。観光への効果といたしましては、本市の多くの観光資源や飲食店などを、シェアサイクルでゆったりと周遊することで新しい魅力が発見できるものと考えている。世界遺産識名園にも設置を検討する。



繁多川十字路口

答 地主、借地人、借家人、相続人など、関係権利者が多く調整に時間を要している。予算の確保に努め、地権者や関係権利者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、鋭意取組んでまいりたいと考えております。

就学援助制度が改善

日本共産党が、毎年予算要求してきた、就学援助制度の改善で、費目単価を国基準に引き上げる対応が行われました。大幅に金額が拡充されます。

卒業アルバムも新たに追加支給

例えば、中学校で、入学援助金が63,000円、新入学学用品63,000円、修学旅行費60,910円、生徒会費5,550円、2~3年生の学用品25,000円など11費目です。加えて4月からは、卒業アルバム代(8,800円)も支給対象になりました。就学援助の対象になるかどうかは、所得と世帯人数などで、計算されますので、生活が苦しい方は、まずは那覇市教育委員会へご相談ください。学務課917-3505

《イチローの議場での一言》

北海道の酪農が、今危機的な状況であります。テレビからは毎日1トンの生乳を廃棄している農家の映像が流れており、胸が痛くなりました。
牛乳を初め、あらゆる乳製品が不足し、値上がりしているのになぜ捨ててしまうのか。税金を使って大事な生乳を廃棄させることは、国民への裏切りではありませんか。

乳製品が高騰しているのに生乳を廃棄する、亡国の自公政治

政府は、生乳の減産の一方で、外国からは13・7万トンの乳製品の輸入は続けていくとしています。まさに大きな矛盾を抱えています。

農産物輸入自由化は、農業をつぶして、食の安全保障をも外国に依存する亡国の道であることが、このようなかからもはつきりとあらわれています。

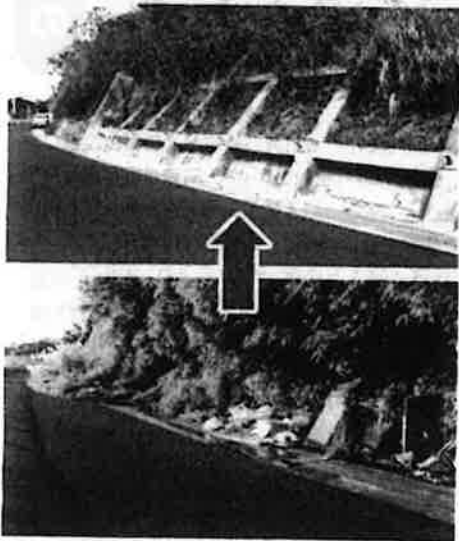
SDGsは、飢餓や貧困の根絶、ジェンダー平等、気候変動対策など、2030年までに達成を目指す持続可能な開発目標であり、真剣な取組が求められています。

コロナ危機を克服したあとの世界は、儲け第一の新自由主義が支配する古い世界であつてはならないと思えます。

私たち日本共産党は、SDGsの実現で誰一人取り残さない社会、未来の子どもたちが人間らしく生活できる地球環境を残していくために、今頑張るときであると考えます。御一緒に力を合わせていこうではありませんか。

識名トンネルに接続する市道の、雑草やごみ不法投棄が改善

苦情があり、12月議会でも要求した識名トンネルに合流する地点の、市道三原識名線のごみと雑草問題処理が完了しました。



2022年度 会派名 日本共産党 議員名 前田 千尋 整理番号 25

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

№ 001055

| | |
|--------|-----------|
| 得意先コード | お 得 意 先 名 |
| | 前田千尋 殿 |

2023年3月 日

¥ 249,260



但し 2023年3月発行4000枚A4×47.4cm DMBJ1-1446-5
 上記金額正に領収致しました。後3月17日発行11-01819-14
 発行入札700円

| | | |
|--------|-------|--|
| 内 訳 | 現 金 | |
| | 小 切 手 | |
| | 銀行振込 | |
| | 手 形 | |
| | 相 殺 | |

| | |
|------|------|
| 担当者印 | 取扱者印 |
| [印] | [印] |

あけぼの印刷株式会社
 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 % 充当額 ¥249,260^円

那覇市議団事務室

〒900-8585
那覇市泉崎1-1-1 市役所4階
☎(098) 862-8268
FAX(098)867-3170
E-mail: jcp-naha@nirai.ne.jp

樋川事務所

那覇市樋川1-1-68 池原ビル1階
☎(098)894-6584

豊屋事務所

那覇市豊屋1-18-9 石川7アパート1階

マエダ ちひろだより



市民の声を市政へ

ミサイル避難訓練を 中止せよ

日本共産党那覇市議団は2月20日、同市が21日に予定する、弾道ミサイルの飛来を想定した住民避難訓練などの実施について、「(国が戦争準備を進める中で)住民の不安を煽るものでしかない」として、知念覚市長に中止するよう強く申し入れました。



2023年2月議会、2022年11月議会で取り上げた私の質問の要旨を紹介します。

就学援助の充実を



問①日本共産党は、小学校と中学校の入学準備金についても増額を求めてきました。概要を問う。

答①2023年予算案では、支給単価を国の基準額へ増額。小学校入学準備金は4万6000円を5万4060円へ、中学校入学の準備金は、新入学学用品費として4万7400円を6万3000円へ増額する。

問②国基準の金額では、入学前に準備すべき物をそろえるには、まだまだ足りません。小学校ではランドセルや上履き、体育着、く房具。中学

校では体育着、制服は夏と冬それぞれ2着を購入出来ない。安心して学校生活をすごせるように入学準備金の増額が必要です。

答②引き続き他自治体の対応を確認する。

問③憲法では、義務教育の無償化が定められています。本市は、国へ負担を求めるべきです。

答③国庫補助金の復活や財源措置の拡充について、沖縄県市町村教育委員会連合会、九州市長会、中核市教育長会を通して国へ要望等を行っている。

保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図るためにも、就学援助費に対する財源措置の拡充を、今後も引き続き国へ要望等をしていく。

ジェンダー行政について

問①リプロダクティブ

・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康・権利)を保障する施策の促進を。

答①第4次那覇市男女共同参画計画に基づき、各施策を進めている。なほ女性センターで「女性の健康と権利」の尊重を深めるための学習を定期的実施。

学校教育部や健康部においては、性教育、思春期健康教育の実施、保健所や子育て支援センター等での妊産婦栄養相談や子育て世代包括支援センターの保健師・助産師による健康相談などを実施。

今後、引き続き健康で安心して暮らしていくための大切な視点であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツに配慮しながら取組を推進する。

問②今年はずいぶん4次那覇市男女共同参画計画の中間年。全庁的に促進すべき。

答②後半年に向けて、加速されるよう、関係部局との連携を密にし、鋭意取組んでまいります。



ジェンダー・防災行政

問①昨年の6月議会から、災害・防災における性的マイノリティへの配慮等を、災害時などの対応を定めた「避難所運営マニュアル」へ盛り込むことを求めた。対応を問う

答①避難所運営上の配慮等を盛り込んだ「那覇市避難所運営マニュアル」を先頃、改訂した。

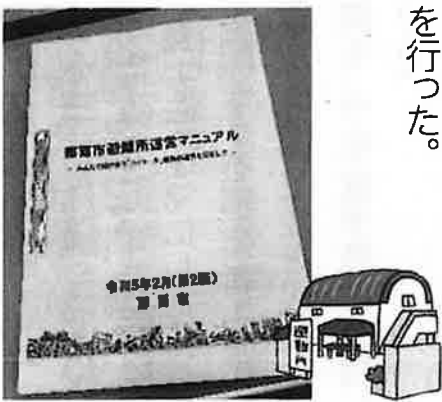
訂した。

問②改正内容を問う

答②避難所の受付で性別を問わないチェック欄を新たに追加。誰でも気兼ねなく利用できるトイレの確保、男女別に支給の異なる物資の配給時には、プライバシーに配慮し個別に対応する等を追加。

問③改訂は性的マイノリティ当事者の声を直接聞き、反映してほしいと提案した。対応を問う。

答③LGBTの当事者の団体へ避難所運営マニュアルの改訂案を提示、修正や意見の照会を行った。



改訂された「那覇市避難所運営マニュアル」

新型コロナウイルス感染症の 那覇市自営業者 傷病手当金



問①申請状況について

答①2023年2月14日現在の申請は121件。

問②庁内の部とも連携し、広報を早急に強化すべき。

答②昨日、なほまち振興課による事務連絡会にて、各通り会、那覇商工会議所等出席団体へ広報やチラシ配布を依頼。今後、周知広報に努める。

問③支給対象期間を延長すべきです。見解を問う。

答③厚生労働省より、5月7日まで延長する旨の通知がある。那覇市自営業者傷病手当金も、期間を同様に延長する予定。

問④申請者が増えた場合は、予算を増やすべき。

答④補正予算等で対応できるよう関係部署と調整。

特別支援教育の

充実を



問①特別支援教育を必要とする児童生徒が増えています。現状を問う。

答①2022年度の特別支援学級に在籍している児童生徒は1,438人で、学級数は、知的障がい学級99、自閉症・情緒障がい学級126、肢体不自由学級8、言語障がい学級1、難聴学級4、弱視学級3、病弱学級は3。

特別支援学級1学級の児童生徒の基準は8人。

現在、教員の休職等により小中合わせて5校で、学級を振り分けている。

問②学級を、一日も早く元に戻すべき。

答②県や県内市町村の動向を注視していく。

問③特別支援学校教員免許の取得状況について。

答③特別支援学校教諭免許の保有率は、小学校が39.3%、中学校が55.0%、全体で44.6%である。

問④特別支援教育補助員の配置について。

答④2022度は88人の採用予定に対し、88人を配置している。今年度も、募集の方法を工夫し、確保に努める。



3月19日にオープンした、新しい那覇第一牧志公設市場

第一牧志公設市場



問①新公設市場の役割、今後の中心商店街活性化に寄与する

取組に問う。

答①近年では観光拠点としての役割も担っている。

「食」をテーマにしたイベントを開催する事業者・団体を支援する。回遊性を促進する事業を、今年度予算に上程している。

まちぐるみ案内所ゆつくるは、多くの市民、県民や観光客が訪れる新市場の外小間に移転。案内機能などにより新市場を核として周辺商店街の回遊性の向上が図れる。

問②新施設におけるバリアフリーの状況を問う。オープン後も障がいのある方々や団体からの御意見を聞き、反映させるべき、見解と対応を問う。

答②昨年二月には障がい者団体に対する設計概要の説明・意見交換を実施。

建築工事竣工後の去る2月

2日には施設の事前視察を実施。施設のバリアフリー整備に

一定の評価をいただいた一方で、入口スロープの設置箇所の追加表示やトイレにおける鏡の位置の変更等を指摘された。現在必要な対応を行っている。

供用後も障がいのある方々から施設の改善の提案等があった場合には、必要な対応を検討する。

問③昨年の11月議会で、跡地活用は、地域住民と商店街関係者からも意見を聞くことを求めた。

答③説明会を、1月17日、20日に地域住民と商店街関係者等の方々を対象に開催。今後、短期的跡利用を担う民間事業者等を公募する際に、例えば「地域のイベント実施の際には、広場として一時利用を可能とすること」などの条件を付す。

問④公設市場周辺などの道はでこぼこです。早急な修繕で安全性を確保することが求められている。

答④周辺の道路は、舗装材としてインターロックキングブロックが使用され、経年劣化や荷捌き車両などの影響により、部分的に破損やがたつきが発生。

当該箇所は、歩行者などの通行に支障をきたしている箇所を優先し、早急に修繕する。

首里城復興について

問私は、2021年11月議会で、首里城正殿の龍頭棟飾の作成には、壺屋陶器事業協同組合の参加を実現するため、県へ要請することを求めた。

今年2月6日、壺屋陶器事業協同組合は、首里城正殿の龍頭棟飾の復元に当たっては、同組合と県立芸大などの沖縄

側が主体的に関われるように県へ求めています。

本市からも首里城の復元は、県民の力で復興すること、次世代への技術の継承をするためにも、同組合が主体的に関われるように県へ要請すべきです。

答④那覇市の伝統工芸の活用は大変意義深いものがある、基金の活用の指針に沿うと理解している。



首里城正殿の龍頭棟飾りは、壺屋陶器事業協同組合が主体的に！

壺屋焼物博物館の専用駐車場整備等



問壺屋町民会自治会の要請について、6月と9月定例会

で実現を求めた。高齢者や障がいがある方々も安心して訪れることができる環境整備には、福祉の観点からも駐車場の確保とスロープの設置が必要です。

早急の対応を求めます。答車いす専用駐車スペースを確保する。今後も自治会や壺屋博物館評議会と意見交換をする。



壺屋焼物博物館と車いす専用駐車場入口(左側)。

生理の貧困対策



問①市内小中学校への生理用品の配置が実現して1年。現在の状況を伺う。

答①小中53校の保健室、校舎や体育館内女子トイレ等に各学校判断で設置している。

問②予算不足との声あり。現状を把握し対応すべきです。

答②実施状況調査で不足が小学校1校あり。必要分を今年度中に対応する。

問③学校の声は。

答③実施して良かった点は、人目を気にする思春期の生徒にはトイレ個室に設置は好評。父子世帯の子が保健室を頼って利用している。

女性相談員の体制を強化すべき



答2020年度から専任の女性相談員を4人から5人へ増員。課題の支援には様々な関係機関との連携も重要となってくるため、さらなる相談体制の強化に努めてまいります。

2022年度 会派名 日本共産党

議員名 前田 千尋

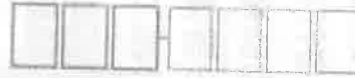
整理番号

【項目】 調査
□会議

情報活動費
所費



郵便区内特別



日本共産党那覇市議会議員

マエダちひろ

事務所 那覇市樋川1-1-68 池原ビル1階
☎098-894-6584



¥

円

2022年度 会派名 日本共産党 議員名 前田 千尋 整理番号

26

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書

前田 千尋 様

[別納引受]
 区内特別特(定)BC
 @62 1,956通 ¥121,272

小計 ¥121,272

第一種定形
 @84 13通 ¥1,092

小計 ¥1,092

郵便物引受合計通数 1,969通
 課税計(10%) ¥122,364
 (内消費税等 ¥11,124)
 非課税計 ¥0

合計 ¥122,364

お預り金額 ¥130,000

おつり ¥7,636

印紙税申告納

付につき趣町

税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2023年 3月30日 16:01
 発行No. 230330A2030 端P70箱01
 連絡先：那覇中央郵便局
 TEL:0570-005-396

按分率 %

充当額 ¥122,364 円

2022年度 会派名 日本共産党 議員名 前田 千尋 整理番号

27

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費



2023年03月19日

領 収 証

前 田 千 尋 様

No.303752068
 発行店 つかざんシティ
 電話番号 098-882-7710

金額 ¥10,512 -
 但し ラベルシール代として
 消費税等955円含んでおります

| 金額 | 内訳 |
|-------|--------|
| 現金 | 0 |
| クレジット | 10,512 |
| ギフト券等 | 0 |
| ポイント | 0 |
| 振込 | 0 |

発行者

株式会社サンエー
 (作成地)
 沖縄県宜野湾市大山7-2-10

10%対象 ¥10,512
 10%対象消費税 ¥955

按分率 %

充当額 ¥10,512 円

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 西中間 久枝 整理番号 28

【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領収書

西 中 間 久 枝 様

| | |
|--------------|-----------------|
| [別納引受] | |
| 第一種定形 @84 | 2,135通 ¥179,340 |
| 小 計 | ¥179,340 |
| 郵便物引受合計通数 | 2,135通 |
| 課税計(10%) | ¥179,340 |
| (内消費税等) | ¥16,303) |
| 非課税計 | ¥0 |
| 合計 | ¥179,340 |
| お預り金額 | ¥180,000 |
| おつり | ¥660 |

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2023年 3月28日 16:47
 発行No. 230328A4418 端P64箱58
 連絡先：那覇中央郵便局
 TEL:0570-005-396

按分率 %

充当額 179,340円

2022 年度 会派名 日本共産党 議員名 西中間 久枝 整理番号 29

- 【項目】 調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

領 収 証

№ 001054

| | |
|--------|-----------|
| 得意先コード | お 得 意 先 名 |
| | 西中間久枝 殿 |

2023年3月30日

¥ 225,060



但し西中間久枝様より3月10日付A4紙4枚のDMの添付
 上記金額正に領収致しました。お支払は5000円分
 のお預り金にてお支払い済みです。

| | | |
|--------|-------|--|
| 内 訳 | 現 金 | |
| | 小 切 手 | |
| | 銀行振込 | |
| | 手 形 | |
| | 相 殺 | |

| | |
|------|------|
| 担当者印 | 取扱者印 |
| | |

あけぼの印刷株式会社
 〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
 TEL (098) 861-9145
 FAX (098) 861-9148

按分率 % 充当額 225,060円

事務所 (首里赤平町)

〒903-0811
首里赤平町1-4-1 (1階)
無料生活相談
火・木・土PM3:00~6:00
☎・FAX兼用(098)885-4789

那覇市議団事務室

〒900-8585
那覇市泉崎1-1-1 市役所4階
☎(098)862-8268
FAX(098)867-3170
E-mail:jcp-naha@nirai.ne.jp

西中間ヒサエ だより



ミサイル避難訓練を 中止せよ

日本共産党那覇市議団は
2月20日、同市が21日に予
定する、弾道ミサイルの飛
来を想定した住民避難訓練
などの実施について、「(国
が戦争準備を進める中で)
住民の不安を煽るものでし
かない」として、知念党市長
に中止するよう強く申し入
れました。



2022年度の議会で取り
上げた私の質問の要旨を紹
介します。

2月議会の質問

コロナ禍・福祉事務所 への支援強化

答 ①障がい福祉や介護
サービス事業所等を対象に
沖縄県物価高騰等対策支
援事業が実施されている。

問 ②県が実施する事業の
周知・広報が必要。

答 ②FAXやメールにて
周知を、本市ホームページ
においても案内している。

いしみね救護園への 補助、支援策を

答 抗原検査キット等の追
加支援の要望。現在、補助金
交付の手续中である。

母子父子寡婦

福祉資金貸付金

問 運転免許取得貸付金の
要件を緩和すべき。

答 就職予定者、卒業後も申
請が可能と改正した。

障がい者福祉サービス

問 10年前との比較

答 2013年度予算額は
約53億3,4千万円、202
3年度予算案は約142億
円で、88億6万円増加、約2.7
倍となっている。

答 障がい福祉サー支給決
定者数は、2014年度末は
3,874人、2021年度
末は6,329人と約1.6倍。
また、新規の支給決定者数は、
2021年度が1,071人
と約1.3倍となっている。

答 支援審査グループの職員定数は、2015に1人増員され現在の12人適用。

支給決定に関わる職員を増やすべき

答 2023年度、職員定数が1人増員され13人となる

重度障害者等就労支援特別事業の実施を

答 有効な事業である。ニーズの把握やサービス提供体制等の状況を確認し、自治体も調査研究する。

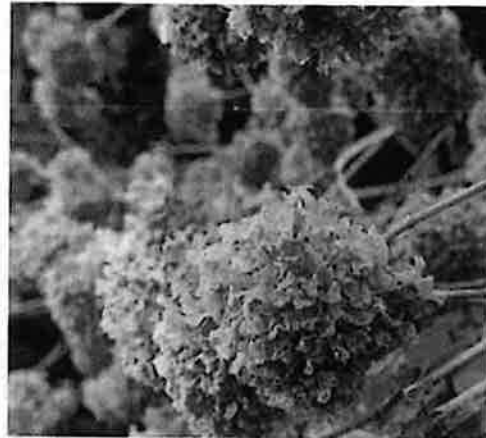
手話通訳者を

3人体制に

答 手話通訳者養成講座の受講者や関係団体へ働きかけ、早期に3人体制となるよう取り組む。

産後ケア政策について

答 緊急対応マニュアルの作成は、国の動向を注視し、調査研究していく。



保健所職員の

正規職員増員せよ

答 保健所の業務は多忙を極めておりました。新規事業、既存業務を含めた全体業務体制を見定め、必要に応じ、関係部局署と調整していく。

産後。パ。育児休の普及

問 育児とは別の新制度。取得促進の取組が必要です。

答 情報を提供し、その利用を促している。過去の男性職員の育児取得率は、2021年度は41.8%である。取得促進について一定の成果が出ている

**エレベーター利用の
バリアフリーの取組**

問 ①市役所利用者でエレベーターに乗れなく、車椅子の方が、ずっと待っている。ベビーカーを片手に持ち、赤ちゃんを抱っこして、階段を昇っているお母さんを見かける。エレベーター以外での移動が難しい方がいます。ポスター設置など、エレベーターの優先利用や、心のバリアフリー推進への取組を求める。

エレベーター以外での移動が難しい方がいます。

優先利用にご理解ください。



「お先にどうぞ」、のひとことを。

国土交通省

答 一般市民の皆様に対しても、ポスターを掲示し、周知を図っているとこのでございます。

答 ポスターは、議員の提案を受け、なほ市民協働プラザ及び各支所のエレベーター出入口に掲示した。今後とも、ハード面の環境整備だけでなく、職員・市民による心のバリアフリーを啓発していく。

問 ②エレベーター内での優先利用の音声などで、アナウンスをなど流せるよう検討を求めます。

答 エレベーターの利用については、これまでも幾つかの苦情の声寄せられており、大変申し訳なく思っている。提案の優先利用のアナウンスには、当該アナウンスも含め、また配慮を要する方々が安心して確実に利用いただける手法等、広く調査研究をする。

首里山川町3丁目の 下水道整備、里道整備

問 2019年6月定例会で質問しました、首里山川町3丁目の下水道整備、里道整備の、進捗と今後のスケジュールを問う。



答 下水道整備計画は、地形的な条件から通常の自然流下方式ではなく、マンホールポンプによる圧送方式にて、約170世帯が公共下水道への接続する整備計画である。

2022年度末時点の進捗は、圧送管の整備を完了し、汚水管につきましましては、約320メートルの整備を終了。今後スケジュールは、2023年度にはマンホールポンプ設置を行ない、整備を終えた箇所から、順次、供用を開始し、2024年度の全区域

完了に向けて引き続き取り組んでいく。

答 里道整備については、今後、下水道整備工事の進捗に合わせて、側溝設置や舗装など計画的に整備を進め、2025年度の完成を目指している。

2022年11月質問

問 首里山川町3丁目下水道整備住宅と下水道を設置する際、那覇市での支援策を

答 補助金と無利子貸付がある。

11月議会の質問

新真和志複合施設

問 新真和志複合施設建設事業において、要求水準書(案)が公表されました。基本設計段階において、再度、障がい者の各団体や関係者、有識者との意見交換会

を行うべきです。

答 新真和志複合施設に居る那覇市障がい者福祉センター、那覇市こども発達支援センター及び真和志支所などには、車椅子利用者など、体の不自由な市民が多く利用されることが予想されます。

今後、事業者により行われる基本設計業務は、関係部局と連携を図りながら、障がい者などの福祉団体関係者や有識者との意見交換を行っていく。

PCR検査の再開を

問 介護職、障害福祉施設等で働いている職員への定期的なPCR検査を再開すべきです。

答 定期的なPCR検査は、施設内感染やクラスター発生を未然に防止することを目的に、介護サービス事業

所・施設、障がい者福祉サービス事業所・施設、慢性期病棟を有する医療機関、精神科病院、保育所・こども園・認可外保育施設・幼稚園で働くエッセンシャルワーカーを対象に、沖縄県が実施しているものでございます。

沖縄県に確認しましたところ、今月12日より再開する予定とのことです。

地域生活支援拠点等を構築すべき

問 障がい者の重度化・高齢化、親亡き後を見据えた地域生活支援拠点等を構築するべきです。

答 地域生活支援拠点等の整備とは、障がい児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための

5つの機能を地域の実情に応じて整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくものです。

親亡き後の不安の声はよく聞かれ、重要な問題であると認識して、引き続き、相談支援事業所及びサービス提供事業所に協力依頼を行い、障がいのある方及びその御家族が安心して生活ができるような地域生活支援拠点等の整備を継続して進めていく。

医療的ケア児への移動支援を拡充すべき

答 医療的ケア児へ拡充することの必要性を認識している。

今後は、他の自治体の状況等を確認するとともに、支

援の対象とする基準等を整理していく。

9月議会の質問

那覇市都市景観資源・巨木への支援を



答 都市景観資源に係る維持管理には、支援が必要である。支援の方法について、他都市の事例を調査し、参考にしながら、どのような支援の方法が適切なのか検討している。

6月議会の質問

首里金城町の指定文化財・金城大樋川の修繕を

答 2月に大雨の影響等で石積みの一部が崩落した。崩落した石材を再利用し、琉球王国時代から行われている伝統的な石積みの工法相方積みを用いて復旧を行う。10月末までに工事完了を予定。



●修繕前



●修繕後



障がいのある人もない人も
誰ひとりとのこさないやさしい社会、那覇市へ
日本共産党那覇市議会議員

西中間ヒサエ事務所



〒903-0811 那覇市首里赤平町1-4-1(1階)

無料生活相談 火・木・土 PM3:00~6:00

☎・FAX兼用(098)885-4789

